

2026年度供給計画届出書 記載についての参考資料 (登録特定送配電事業ライセンス向け)

2025年11月
電力広域的運営推進機関

■ 前年度からの主な変更点	P4	□ 蓄電池の計上についての補足事項	P27
■ 当参考資料の読み方と全体共通の注意事項	P5	□ 併設型蓄電池の扱いについて	P30
■ 供給計画作成手順について	P9	□ 併設型蓄電池の扱いについて(非電気事業者の場合)	P31
■ チェックシートについて	P10	□ 【参考】蓄電池や揚水発電設備における託送料金の特別措置	P32
■ 表紙シート	P11	■ 入力支援シート(保有電源電力量シート)	P33
■ 表示切替シートについて(エリア表示)	P12	□ 一月あたりの取引が0.1GWh未満の場合の記載例	P34
■ 表示切替シートについて(帳票表示)	P13	■ 受電取引帳票	P35
■ 太陽光・風力・蓄電池・自流水水力・揚水式水力の供給力算定方法について	P14	□ 受電取引帳票の注意点	P36
■ 入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))小売他分	P15	□ 非電気事業者内訳表 記載例	P37
□ 入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))の転記先について	P16	■ 送電取引帳票	P38
□ 入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))における契約ごとの入力方法(FIT)	P17	□ グループ間の取引の記載例①(32-8表記載例)	P39
□ 入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))における契約ごとの入力方法(FIP)	P18	□ グループ間の取引の記載例②(32-8表記載例)	P40
□ 入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))の補足事項	P19	□ グループ間の取引の記載例①と②の併用(32-8表記載例)	P41
□ 再生可能エネルギー電気卸供給の記載方法	P20	□ エリアを跨ぐ電気の取引の記載例(32-8表)	P42
■ 前半・後半ほかの断面の考え方について	P21	■ 供給計画届出様式対象一覧表	P43
■ 計画補修がある場合の発電機(調整係数を使用する場合は除く)の供給力(MW)算定方法について(1)	P22	■ 32-1表・32-3表・33の3表等の指定断面について	P44
■ 計画補修がある場合の発電機(調整係数を使用する場合は除く)の供給力(MW)算定方法について(2)	P23	■ 32-1表	P46
■ 電力(電力量)記載上の発電端・送電端等の違いについて(1) ～発電所側で構内自家消費がない場合～	P24	■ 32-2表	P51
■ 電力(電力量)記載上の発電端・送電端等の違いについて(2) ～発電所側で構内自家消費がある場合～	P25	■ 32-3表	P58
■ 入力支援シート(保有電源シート)	P26	■ 32-4表	P59
		■ 32-1～4表の補足 非電気事業者と電気の取引をした場合の注意点(32-1～4表)	P60
		■ 32-6-1表	P61
		■ 32-6-1表(記載例)	P63
		■ 32-6-2表	P64
		■ 32-6-2表(記載例)	P65
		■ 32-8表(36表)	P66

■ 33の3－1表	P69
■ 38表(電力系統の状況)	P71
■ 送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者における特記事項	P73
■ 改定履歴	P74

前年度供給計画からの主な変更点

○参考資料全般

- 発電、小売、特定卸、登録特定、送配電ライセンス別(5つ)への構成へと見直した。
- 作成手順、チェックシート、昨年度取込(発電ライセンスのみ)のスライドを追加
- 蓄電池についてのスライドを複数追加

○供給計画の様式変更に関わる修正

- 表紙シートの連絡先入力項目を増加(10→20)。
- 昨年度取込シートを追加(発電ライセンスのみ)
- 第1年度、第2年度目の月間値(1値)→を前半・後半値(2値)へ記載変更とした。
上記に伴う変更様式:様式32-3表、34表、36表、各入力支援シートについても、前半・後半記載とした。
- 様式33の3第2表の削除(各月調整力)
- 様式32第5表 項目名「小売電気事業に用に供する」→「うち自己の消費等を除いた」へ修正
- 様式34第2表、第4表の混焼電力量(別掲)を削除とした。

○2025年度から記載内容に変更があるもの

- 第1年度、第2年度の最大電力各月値は、前半・後半の2値にて記載する。ただし、電力量は従来どおり各月値。

○2025年度から提出方法に変更があるもの

- 事業休止している事業者については、広域機関システムによる提出ではなく、届出用のPDFに捺印をした電子データ送付のみの送付でも問題ないこととした。

当参考資料の読み方と全体共通の注意事項（１）

5

○関係資料

- 電気事業者は電気事業法第29条により、電気事業法施行規則第46条で定めるところにより、供給計画を作成し経済産業大臣に届け出なければならない。これを受け、資源エネルギー庁及び電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という）は以下の資料を作成し公表している。

（なお、当資料では以下資料を【 】内の記載に略記する）

- 2026年度供給計画届出書の記載要領(2025年11月;資源エネルギー庁):【記載要領】
- 電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン(2025年11月;資源エネルギー庁):【ガイドライン】
- 2026年度供給計画届出書の運用要領(2025年11月;資源エネルギー庁):【運用要領】
- 2026年度供給計画で用いる太陽光・風力・自流式水力・揚水式水力のエリア別調整係数一覧表【調整係数一覧表】

○参考資料の位置づけ、略記

- 当資料は、電気事業者が2026年度供給計画届出書を記載するための参考資料であり、上記の資料を補足するためのものである。よって、供給計画を作成するにあたっては、上記の資料を十分確認した上で、当資料を補足的に活用していただきたい。
- 当資料では、供給計画の各様式を以下のように略記する。
 - 様式第○ ⇒○表
 - 様式第○ 第△表 ⇒○－△表
 - 様式第○ 第△の□表 ⇒○－△－□表
 - 様式第○の△ ⇒○の△表
 - 様式第○の△ 第□表 ⇒○の△－□表
- スライドの右上部にライセンス毎対象有無を記載する。

例：発電事業者のみ対象の場合

当参考資料の読み方と全体共通の注意事項（2）

6

○エリア、ライセンスの共通事項およびライセンス毎の供給計画上の扱いについて

- 当資料で単にエリアという場合は、一般送配電事業者の供給区域（配電エリアを含む）を指す。
- 当資料で送配電事業者という場合は、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者、配電事業者を指す。
- 一つの事業者が複数の電気事業ライセンスを保有する場合は、ライセンス毎に供給計画届出書を作成し、届出を行うこと。
- 自者・他者という記載は、事業者を更にライセンス毎に区分したものであり、例えば、一つの会社が複数ライセンスを持つ場合に、自者と異なるライセンスを持つ者は他者として扱う。
- 供給電力・供給電力量欄の「保有電源」とは、各事業者がライセンス区分に応じて保有する電源を対象とし、同一会社が複数ライセンスを持つ場合は、他のライセンスが保有する電源は他者の電源と考える。よって、そのような電源を調達した場合は、供給電力の「調達」欄に記載し、また、他者との取引と考え、32－8表にも記載する。なお、事業者間取引については送受両方で値を確認の上記載すること。

○供給計画に計上する対象設備について

- 供給計画では、設備の規模にかかわらず、電気事業の用に供する設備は計上する必要があります。ただし、以下の様式については、以下の計上となる。
32－5表については、1,000kW以上の設備が記載の対象
34表については、発電所の発電容量が10万kW以上（認可出力）の発電設備等が記載の対象
- 自家発電設備や非常用発電機については、電力系統に接続されていないまたは全て自家消費であれば対象外となります。自家消費が主な用途ではあるが、系統側に逆潮流可能な場合は記載の対象です。

当参考資料の読み方と全体共通の注意事項（3）

7

○供給計画様式上の時間および入力数値の考え方について

- 時刻を表す場合に、例えば15時といった場合は14時～15時までの1時間とする。
- 事業開始前の期間及び計画が白紙の場合、記入欄は、空欄のままとする。（「0」の入力も不要）
- エクセルシートへの数値入力は、シート上で明記される桁数での入力とすること

様式上指定のない数値入力は小数点第2位以下は切り捨て、小数点第1位の値とすること。

手入力の場合、桁数超過した数値を入力すると様式上、エラーとなり入力ができないが、桁数超過した数値を他セルからコピー＆ペーストして入力するとエラーにならずに、入力が可能なため注意が必要

- 資源エネルギー庁へ提出となる供給計画届出書（PDFファイル変換後※）に表記されるものは、四捨五入処理により【記載要領】に記載の桁数に丸められる。

※PDFの加工、作成は、広域機関が事業者から受領したエクセルファイルをもとに実施
（合わせて目次のページも採番）

○ライセンス記載対象欄であるが、記載する設備、契約等がない場合の扱い

- 記載対象外欄および記載する設備、契約等がない場合は、空欄のままとする。（「0」の入力も不要）

- ・各事業者における記載対象でない欄（【記載要領】の事業者別記載列に○がついていない欄）、
- ・記載対象欄であっても記載する設備や契約がない欄

（例えば、水力発電所を保有しない事業者の水力発電所保有電源欄や発電事業者との契約がない事業者の発電事業者からの調達欄、事業開始前の記入欄等）は空白とする。）

当参考資料の読み方と全体共通の注意事項（４）

○燃料全般の考え方

- 燃料種別で「LNG」と記載するものは、35－1表、35－2表等の「液化天然ガス」「都市ガス」「天然ガス」をすべて含んだものとする。
- 廃棄物に係る発電所の区分は、廃棄物が「バイオマス※」か「その他の廃棄物」かに分けし、「バイオマス※」を燃焼するものは「バイオマス」発電に、「その他の廃棄物」を燃焼するものは「廃棄物」発電に分類する。混焼する場合は、主たる燃料側に一括記載することを基本とするが、32－1表の「年度末電源構成」と32－2表の「送電端電力量」欄を記載する場合のみ、燃料区分に応じて按分して記載する（考え方は石炭とバイオマス混焼なども同じ）。
※「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条におけるバイオマスと同じとする。
再エネ特措法第2条第4項第5号：バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）

○容量市場で落札した電源等の扱い

- 容量市場の落札有無にかかわらず、ガイドラインに基づき、供給電力や供給電力量に計上すること。また、容量市場で落札した電源については、容量停止調整の結果を踏まえて記載すること。

供給計画作成手順について

- 広域機関HPよりダウンロードしたExcelファイルの「作成手順」シートを参照すること。
- 手順番号に従い作成手順を参照、各作成手順における注意事項についても合わせて確認すること。

●共通の注意事項

- ・各帳票は、電源の接続エリア毎に分けて記載する。
- ・なお、供給計画では、一般送配電事業者の系統に送出される電力を捕捉する必要があることから、自家発の自家消費・特定供給がある場合は、それらを控除した記載とする。
- ・設備がないまたは契約が無い部分については「空白」とすること（「0」と表記しないこと）。
- ・記載対象でないシート（記載対象がないシートも含む）は、帳票表示切替シートにてシートの表示／非表示を切り替えることで作成が容易となる。
- ・青セル部分のうち対象箇所について入力する。（青セル部分以外は、他帳票からのリンク又は自動計算により入力対象外。）
- ・エクセル上での入力は小数点第一位（小数点第2位を切り捨て）までとする。（最終の届出書については弊機関でRDF化を実施し、その際に整数表記に変更する。）
- ・自己託送を行う事業者は、その対象分について、供給電力（量）には含め、需要電力（量）には含めないこと。
- ・記載対象でないエリアは、エリア表示切替シートにてエリアの表示／非表示を切り替えることで作成が容易となる。

凡例

- ◎:必須
- :必要により確認
- △:□の場合に確認

手順	保有設備ごとの対象項目 水力 火力 新エネ	●発電事業者における基本的な作成手順	●各作成手順における注意事項
①	◎ ◎ ◎	供給計画届出書様式の「表紙」シートに住所・事業者名・代表者名・事業者コード・メールアドレスを記載	・事業者名については、事業者リスト一覧から検索し選択すること。なお、事業者名がない場合は、最新の事業者リスト一覧を広域機関HPよりダウンロードし、「表紙」シートの「事業者リスト一覧最新化」ボタンを押下し、事業者リスト一覧を最新化すること。 ・「保存」ボタンは、ファイル名称を自動付与するためのボタンであり、自動作成されるファイル名称は変更しないこと。 ・「保存」ボタンは、手順の途中の仕掛け保存で使用することも可能。
②	◎ ◎ ○	水力・火力・原子力・新エネ（風力・太陽光以外）の保有している発電設備の基本情報及び供給電力等について、入力支援シート（「自流水」、「揚水」、「蓄電池」、「〜保有電源シート」）に入力	・10万kW以下の発電設備については、電源種別ごとに一括記載することができる。 ・供給電力等については、記載要領の記載断面における安定的な供給電力を記載すること。（自家発余剰電力は、一般送配電事業者との接続最大電力を計上しない） ・揚水、蓄電池、各保有電源シートは、補修期間、系統制約期間入力後、「補修等による減少量算出」ボタンを押下し補修等による減少量の計算をすること。減少量算出後、減少量を補正する場合は、その他補正欄に入力すること。 ・自流水、揚水、蓄電池は、各シートに入力し「保有電源シートへ転記」ボタンを押下すること。 ・様式第34表に転記対象の設備（発電設備の設備容量が10万kW以上の設備※）を保有している場合は、「様式第34表転記」ボタンを各保有電源シートごとに押下。
③	◎ ◎ ○	水力・火力・原子力・新エネ（風力・太陽光以外）の保有している発電設備の供給電力を入力支援シート（「保有電源電力シート」）に入力、様式第32表、第4表及び様式34表の供給電力欄に転記されることを確認。	※温熱設備である場合は、主たる燃料の種別にて記載すること。 ・様式第32表、第4表及び様式34表の供給電力欄に転記されることを確認。 ・様式第34表記載対象の設備（発電設備の設備容量が10万kW以上の設備※）を保有している場合は、34表記載対象合計欄に入力する。 ※温熱の場合は、主たる燃料の種別の表においてその温熱分を記載すること。（石炭が主のバイオマス温熱設備である場合、火力発電所欄にバイオマス分を含んだ送電端電力量を記載する。）
④	○ ○ ○	風力・太陽光設備の設備量及び送電端電力等について、入力支援シートに記載	・所有設備諸元および送電相手先諸元を入力すること。 ・将来の開発電源で契約相手先が決定していない分については、販売先を空白とすること。 ・シート内の記載が完了したら、各シート内上部の「帳票作成」ボタンを押下しする。⇒「帳票作成」ボタンにより帳票を自動作成
⑤	◎ ◎ ◎	入力支援シートの「送電取引帳票」に小売電気事業者等に販売する分を契約に基づいて記載し、「帳票作成」ボタンを押下	・相手先の事業者については、事業者リスト一覧から検索し選択すること。なお、事業者名がない場合は、最新の事業者リスト一覧を広域機関HPよりダウンロードし、「表紙」シートの「事業者リスト一覧最新化」ボタンを押下し、事業者リスト一覧を最新化すること。 ・「販売電力」については、供給電力等の記載断面における安定的な供給電力の範囲内で計上すること。 ・他の事業者から調達し、小売電気事業者等に転売する予定のある事業者は、受電取引帳票についても記載すること。
⑥	○ ○ ○	様式第32表第8表（送電）および様式第36表（送電）について、記載内容を確認する。特に右端の備考欄も記載されていることを確認する。	・受電取引帳票を記載した場合は、様式第32表第8表（受電）および様式第36表（受電）についても同様に活用予定内容を確認する。
⑦	○ ○ ○	様式第32表第1表～第4表の「調達先未定」欄上段に取引所からの調達予定分をプラス、取引所への販売予定分をマイナスで記載	・取引所の活用予定がない場合、または未定の場合は記載不要。
⑧	○ ○ ○	様式第32表第1表・第2表の当年度（参考）の欄（需要電力（量））を記載	・当年度に実績がない場合は記載不要。

チェックシートについて

- 各入力内容について、入力用Excelの「チェックシート」にて、簡易的に入力漏れ、間違いがないか確認可能。
- 「△」or「×」については、入力漏れや入力間違いの可能性があるので、再度、内容の確認をすること。
- 年度途中からの事業者開始など入力していなくても問題ない場合があります。その場合は、チェックシートのH列の青セル部分に確認内容を記載をすること。

提出前に、下記チェックシートにて「×」がないことを確認すること。また、「△」や利用率100%超等の黄色セルについては確認内容について記載すること。
 （「×」項目でも正当な理由がある場合はその内容を記載すること。例：前年度には事業を開始していない等、その旨を記載）
 なお、不整合箇所の詳細については、各帳票シートの印刷範囲外の右側に記載あり。

シート名	確認項目	チェック	カテゴリ	内容	対象エリア
表紙	表紙の記載	×		住所・代表者名・供給計画用事業者コード・事業者コード・メールアドレスを記入ください。変更供計の場合は、変更の内容も記載ください。	—
風力	各月の利用率100%超過有無	○			
	送電相手先入力有無	○			
太陽光（全量）	各月の利用率100%超過有無	○			
	送電相手先入力有無	○			
太陽光（余剰）	各月の利用率100%超過有無	○			
	送電相手先入力有無	○			
水力保有電源	認可出力≧同時最大受電電力	○			—
	電源種別未入力チェック	○			—
	供給電力≧0となっているか	○			—
火力保有電源	認可出力≧同時最大受電電力	○			—
	電源種別未入力チェック	○			—
	供給電力≧0となっているか	○			—
原子力保有電源	認可出力≧同時最大受電電力	○			—
	電源種別未入力チェック	○			—
	供給電力≧0となっているか	○			—
新エネルギー等保有電源	認可出力≧同時最大受電電力	○			—
	電源種別未入力チェック	○			—
	供給電力≧0となっているか	○			—
	発電余力≧0となっているか	○	発電事業者 水力発電所		—

「△」or「×」については、入力漏れや入力間違いの可能性あります。再度、問題のあるシート内容の確認をお願いします。

供給力が0.1未満の場合で、様式上0.0と計画となっている場合などは、利用率が「∞」となり、チェック対象となります。
 その場合は、Hセルの青セル部分に「問題ない」旨入力をお願いします。

記載すること。

	対象エリア	△or×の確認内容を記載
も記載	—	

入力内容を確認し、問題ない事を確認した場合は、確認結果について、H列の青セル部分に入力をお願いします。
 △or×の項目で確認内容の入力が無い場合は、表紙シートの保存ボタンマクロを実行することができません。

表紙シート

- いずれのライセンスにおいても、最初に「表紙」シートを入力すること。(他の入力シートにて「表紙」シートの事業者コードを参照しているため)
- 全てのシートを入力後、「保存」ボタンを押下すること。提出用のファイル名に自動で変更され保存される。なお、チェックシートでアラームが出ている場合は保存できないため、アラーム内容を確認すること。

「住所」と「代表者名」を入力する。
「代表者名」は社名ではなく、人名を入力する。

全てのシートを入力後「保存」ボタンを押してください。

供給計画用事業者コードを入力しても事業者名が正しく表示されない場合は、広域HPより事業者リストの最新版をダウンロードし、「事業者リスト一覧最新化」ボタンを押して本エクセルの事業者リスト最新化してください。
<事業者リスト一覧ホームページ>

https://www.occto.or.jp/kyoukei/teishutsu/jigyoshalist_2026.html

様式第32 (第46条関係)

供給計画届出書

(住所)・(代表者名)をそれぞれ記載ください。
(事業者名)については、下記の供給計画用事業者コードをプルダウンから選択ください。
なお、プルダウンにない場合は最新のリスト一覧をダウンロードし、リスト一覧シートに貼り付けてから選択ください。
また、半角英数字4桁の事業者コードに、(発電事業者)を記載ください。

(住所) _____
(事業者名) _____
(代表者名) _____
(発電事業者)

電気事業法第29条第1項の規定により、2026年度の供給計画を別紙のとおり届け出ます。

備考 1 別紙は、次の第1表から第8表の様式によること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

保存

事業者リスト一覧最新化

チェックシートに×や△、利用率100%超等のエラー項目があります。内容の修正、または正当な理由がある場合はその内容を記載してください
チェックシート

太陽光・風力等の発電事業者は、本様式を使用できません。
供給計画届出様式(太陽光・風力設備のみ所有の発電事業者用)を広域HPからダウンロードし再記入願います。

メールアドレスの誤りにご注意ください!

ご作成者メールアドレス(広域機関からの返信に使用)

ご作成者以外で広域機関からの返信が必要な方のメールアドレス

供給計画用事業者コード

事業者コード

提出区分
新規

判定① ×
判定② 表紙のみ
判定③ 表紙のみ

保有電源 非電気 登録特定 発電指令

供給計画を管理するために使用するコードで、広域機関の供給計画担当部署にて計番するコード(計番について、事業者一覧シートを参照)

広域機関システムを利用するために必要となる広域機関システム側で決定する半角英数字4桁のコード(上段の供給用のコードとは違うものとなります。)

当年の供給計画を新規に提出する場合は「新規」を選択
供給計画(案)の案調整段階での変更では、提出区分を「新規」から変更しない
4月以降に変更供給計画を提出する場合はその回数に応じて「変更1、変更2、…」を選択
変更供給計画の場合は簡易切替シートのD3セルとO17セルに「1」を立て切替ボタンを押下。
別紙(変更供給計画)の必要箇所に入ります。

事業者の「供給計画用事業者コード」「事業者コード」「事業者名」を入力する
「提出区分」は「新規」を基本とする。(「変更」は変更供計のみ)
別様式の取引に関する入力、このコードを用いているので最初に入力要。

広域機関システムにアップロード用のファイルを送信する際はこのアドレスに送信される。

表示切替シートについて(エリア表示)

- 供給計画作成時に作成不要なエリアを非表示とすることが可能。
- 様式に入力後、非表示切替操作を実施すると、非表示部分に入力内容が残ったままとなる。非表示としたエリアに誤って入力されているケースがあるため、提出前に全エリアを表示して入力内容を確認すること。

表示切替フラグ欄の設定後「切替ボタン」を押すことで表示/非表示が切り替わる

表示(1)/非表示(空白) 切替ボタン

エリア	表示切替フラグ
北海道	
東北	
東京	1
中部	1
北陸	
関西	1
中国	
四国	
九州	
沖縄	

計画作成時に作成不要なエリアを非表示としたい場合は、表示切替フラグ欄を“1”から“空白”へ変更し、「表示・非表示切替」ボタンを押下する。

表示切替フラグ欄を“1”の場合は「表示」、空白とすると「非表示」となる。

表示切替の対象となるシート
(太陽光・風量のみの事業者用の様式では保有電源電力量の表示なし)

エリア表示切替対象帳票

供給計画	入力支援シート
様式第32第1表 (指定 1)	風力
様式第32第1表 (指定 2)	太陽光 (全量)
様式第32第2表	太陽光 (余剰)
様式第32第3表 (指定)	保有電源
様式第32第3表 (指定) (2年度目)	保有電源電力量
様式第32第4表	
様式第32第8表 (指定 1) 受電	
様式第32第8表 (指定 1) 送電	
様式第32第8表 (指定 2) 受電	
様式第32第8表 (指定 2) 送電	
様式第33表 (指定 1)	
様式第33表 (指定 2)	
様式第33の3第1表 (指定 1)	
様式第33の3第1表 (指定 2)	
様式第33の3第2表	
様式第33の3第2表 (2年度目)	
様式第34第1表	
様式第34第1表 (2年度目)	
様式第34第2表	
様式第34第2表 (2年度目)	
様式第34第3表	
様式第34第3表 (2年度目)	
様式第34第4表	
様式第34第4表 (2年度目)	
様式第36表 (指定) 受電	
様式第36表 (指定) 受電 (2年度目)	
様式第36表 (指定) 送電	
様式第36表 (指定) 送電 (2年度目)	

- 各様式等の表示/非表示の切替が可能。
- 初期状態では、ライセンス毎に入力が必要な様式等のシートを表示。追加で表示が必要なシートがある場合は表示切替操作を実施する。初期状態で入力しないシートがあっても非表示にする必要はありません。

届出書	発	卸	小	登	送	一	配
① 表紙	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
② 別紙（変更供計用）	△	△	△	△	△	△	△
③ 様式第32第1表（指定1）	◎	◎	◎	◎		◎	◎
④ 様式第32第4表（指定2）	○	○	○	○		○	○
⑤ 様式第32第2表	◎	◎	◎	◎		◎	◎
⑥ 様式第32第3表（指定）	◎	◎	◎	◎		◎	◎
⑦ 様式第32第3表（指定）（2年度目）	◎	◎	◎	◎		◎	◎
⑧ 様式第32第4表	◎	◎	◎	◎		◎	◎
⑨ 様式第32第5表（水力）	○						
⑩ 様式第32第5表（火力）	○						
⑪ 様式第32第5表（原子力）	○						
⑫ 様式第32第5表（新エネ）	○						
⑬ 様式第32第6の1表				○	○	○	○
⑭ 様式第32第6の2表				○	○	○	○
⑮ 様式第32第6の3表					○	○	
⑯ 様式第32第7表（水力）	○						
⑰ 様式第32第7表（火力）	○						
⑱ 様式第32第7表（原子力）	○						
⑲ 様式第32第7表（新エネ）	○						
⑳ 様式第32第8表（指定1） 受電	○	○	○	○		○	○
㉑ 様式第32第8表（指定1） 送電	○	○	○	○		○	○
㉒ 様式第32第8表（指定2） 受電	○	○	○	○		○	○
㉓ 様式第32第8表（指定2） 送電	○	○	○	○		○	○
㉔ 添付書類	—	—	—	—	—	—	—
㉕ 様式第33表（指定1）						◎	◎
㉖ 様式第33表（指定2）						◎	◎
㉗ 様式第33の2（指定1）						○	○
㉘ 様式第33の2（指定2）						○	○
㉙ 様式第33の3第1表（指定1）	○	○	○	○		○	○
㉚ 様式第33の3第1表（指定2）	○	○	○	○		○	○
㉛ 様式第33の3第2表							
㉜ 様式第33の3第2表（2年度目）							
㉝ 様式第34第1表	○						
㉞ 様式第34第1表（2年度目）	○						
㉟ 様式第34第2表	○						
㊱ 様式第34第2表（2年度目）	○						
㊲ 様式第34第3表	○						
㊳ 様式第34第3表（2年度目）	○						
㊴ 様式第34第4表	○						
㊵ 様式第34第4表（2年度目）	○						

太陽光・風力・蓄電池・自流式水力・揚水式水力の供給力算定方法について

電源種別		2026年度供給計画
太陽光	全量	設備量※1×調整係数
	余剰	(設備量(発電端値)－自家消費分)×調整係数
風力		設備量※1×調整係数
自流式水力		設備量※1×調整係数＋調整能力
貯水池式水力		貯水池使用計画
揚水式水力 ※2※3	純揚水	設備量※1×調整係数※5
	混合揚水	潜在計算有り 設備量※1×調整係数※5※6
		潜在計算無し 貯水池式水力に準じる
蓄電池※4		設備量※1×調整係数※5

※1 設備量は基本的には送電端値(太陽光(全量)・風力は発電端値＝送電端値とみなす)

※2 計画補修がある場合の供給力の算定方法は[こちらを参照](#)

※3 供給力評価にあたり、考慮すべきリスク(溢水回避のための裕度、有効水位減による発電出力減等)がある場合は、各発電事業者が考慮すべきリスクを踏まえて運転継続時間を選択する

※4 容量市場において発動指令電源として落札している場合は、それを踏まえた計上値とする

※5 補修、上池の水位制約やブラックスタート機能契約を考慮した運転継続時間にあった値を使用。なお、純揚水と混合揚水、蓄電池の調整係数は同一

※6 自流分は池容量に加算したうえで運転継続時間を算出

(補足1) 電源 I 供給力については、発電事業者にて調整係数を用いて計上する。

(補足2) 調整係数は基本停止電力が考慮されて算出されているが、揚水の調整係数は考慮されていないため、蓄電池、揚水式水力の算出においては、個別に停止電力の差し引きが必要。

(補足3) 沖縄エリアにおいても、調整係数を使用し再エネ等の供給力を算出する。

(補足4) 補修については調整係数にて考慮されているが、調整係数を使用しない場合の停止期間は、供給力はゼロとして計上する。

(補足5) 実績についても調整係数を乗じる。

入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰)) **小売他分**

15

- 特定卸・小売・登録特定においては、電力を購入する設備の設備量のデータを入力する
- 各数値を入力後、シート上部の「帳票作成」ボタンを押すことで所定の様式にデータが転送される。

帳票作成入力完了後、押下。
32-1～4表、32-8表、36表が作成される。

供給区域 東北

所有設備諸元 (該当エリアのトータル量)

取引開始または保有設備の運開する年度の月より
月末設備量と送電端電力量を入力する。
小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで入力する。

		風力							
		4月	5月	6月		1月	2月	3月	年度計
2024年度	月末設備量(MW)								
	実績送電端電力量(GWh)								
2025年度	月末設備量(MW)	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
	実績送電端電力量(GWh)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
～	～	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
	～	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
2035年度	月末設備量(MW)	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	
	想定送電端電力量(GWh)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	

買電する相手を入力する。

購入相手先諸元

0

比率入力0、設備量入力：1を選択

2者以上から買電する場合は「比率」か「設備量」の入力方法を選択可能
1行目は2行目以降の数値を差し引いた値を自動計算される。

区分	コード	事業者名	エリア	送電先	2026年度				2027年度			
					4月	5月	～	3月	4月	5月	～	3月
その他事業者	ST02	太陽光(全量買取)	東北	購入先1	100.0	100.0	～	100.0	50.0	50.0	～	50.0
発電事業者	HXXX	〇〇株式会社	東北	購入先2					25.0	25.0	～	25.0
自者保有電源		自社が保有する設備の運開年月以降の比率または設備量を記載する。							25.0	25.0	～	25.0

入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))の転記先について(小売他分)

新エネ電源(太陽光・風力)の計画を記載する場合、入力支援シート「太陽光(全量)」「太陽光(余剰)」「風力」に各年月の設備量と販売計画を共に記載することにより、32-1~32-4表、32-8送電表(36送電表)が自動作成される。
※入力支援シートから転記先各様式の前半・後半分けについては、マクロにて同値として自動で転記される

入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))

所有設備諸元 (該当エリアのトータル量)

転記元

		風力						
		4月	5月	6月	~	1月	2月	3月
2026年度	月末設備量(MW)	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0
	実績送電端電力量(GWh)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		年度計						
		22.0						

購入相手先諸元

0

←比率入力0、設備量入力：1を選択

区分	コード	事業者名	エリア	送電先	2026年度				2027年度			
					4月	5月	~	3月	4月	5月	~	3月
その他	ST01	風力	沖縄	送電先1	100.0	100.0	~	100.0	100.0	100.0	~	100.0

取引相手が区分、事業者名毎に転記される。

様式36 電力の取引に関する計画書 送電(販売)

設備量に調整係数を掛けた数値が最大需給電力や供給電力として転記される。
 1月の数字が、月の前半・後半同値となる扱いにて前半・後半分けを行う。

転記先

区分	事業者	エリア	項目	4月	5月	6月	~	1月	2月	3月	下期計	年度計
				(前半)(後半)	(前半)(後半)	(前半)(後半)	~	(前半)(後半)	(前半)(後半)	(前半)(後半)		
受電(調達)	小売事業者	風力	最大受給電力(10 ³ kW)	0.8	0.8	1.3	1.3	0.2	0.2	0.2	0.2	12.0
			受給電力量(10 ³ kWh)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	22.0
	小計	小計	最大受給電力(10 ³ kW)	0.8	0.8	1.3	1.3	0.2	0.2	0.2	0.2	12.0
			受給電力量(10 ³ kWh)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	22.0

様式32第3表 月別の最大電力供給計画表 供給区域 沖縄

月別		4月	5月	6月	~	1月	2月	3月
		(前半)(後半)	(前半)(後半)	(前半)(後半)	~	(前半)(後半)	(前半)(後半)	(前半)(後半)
供給電力	発電事業者							
	...							
	その他							
取引所								
その他		0.8	0.8	1.3	1.3	0.2	0.2	0.2

入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))における契約ごとの入力方法(FIT) 17

■ 発電事業者が保有する風力・太陽光電源について、FIT契約の入力支援シートの記載例を示す。

- ① 発電設備がFIT買取期間中で、小売電気事業者と特定契約を結んでいる場合
特定契約先(小売電気事業者)への販売分として記載する。
- ② 発電設備がFIT買取期間中で、小売電気事業者と特定契約を結んでいない場合
一般送配電事業者への販売分として記載する。
- ③ 発電設備がFIT買取期間満了しFIT契約がない場合

区分～エリア欄を空白として、未契約となる対象期間に数値を記載する(当該供給力は「発電余力」となる)。
スポット取引の場合は様式32第1表の調達先未定の上段に取引量を入力する、

※下記記載例では、2026年度は①、2027年度は②、2028年度以降は③となる例を比率入力で示した。
複数の契約がある場合は、契約や事業者ごとに比率や設備量の入力が必要となる。

送電相手先諸元		0		←比率入力0、設備量入力： 1を選択			①			②			③		
区分	コード	事業者名	エリア	送電先	2026年度			2027年度			2028年度	～	2035年度		
					4月	～	3月	4月	～	3月					
小売電気事業者	K〇	〇〇電力株式会社	沖縄	送電先 1	100.0	～	100.0	0.0	～	0.0	0.0	～	0.0		
一般送配電事業者	I〇	●●電力株式会社	沖縄	送電先 2				100.0	～	100.0	0.0	～	0.0		
				送電先 3							100.0	～	100.0		

様式32第1表 年度別の最大電力供給計画表(入力例)

年 度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	・・・	2035年度
項 目		(参考)					
供給電力	水力発電所(送電端)						
	・・・						
	新エネルギー等発電所等(送電端)						
	合計(送電端)						
	調達先未定				△2.7	・・・	△1.8
	(上段：取引所、下段：その他)						
需要電力(送電端)		5.0	4.8	4.8			

スポット市場で取引する場合は32-1～4表で調達先未定の上段に入力する。
(マイナス数値入力で販売先未定の扱い)

入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))における契約ごとの入力方法(FIP)

- 発電事業者が保有する風力・太陽光電源について、FIP契約の入力支援シートの記載例を示す。
 - ① 発電設備がFIP契約期間中で、小売電気事業者と特定契約を結んでいる場合
特定契約先(小売電気事業者)への販売分として記載する。
 - ② 発電設備がFIP契約期間中で卸電力取引市場でスポット市場での取引を予定している場合
区分～エリア欄を空白として、未契約となる対象期間に数値を記載する(当該供給力は「発電余力」となる)。
スポット取引の場合は様式32第1表の調達先未定の上段に取引量を入力する、

※下記記載例では、2026年度は①、2027年度以降は②となる例を比率入力で示した。複数の契約がある場合は、契約や事業者ごとに比率や設備量の入力が必要となる。

※FIT・FIPが混在する場合においても、販売先をベースに計上する。

送電相手先諸元		0		←比率入力0、設備量入力：1を選択			①			②			
区分	コード	事業者名	エリア	送電先	2026年度			2027年度			2028年度	～	2035年度
					4月	～	3月	4月	～	3月			
小売電気事業者	KO	〇〇電力株式会社	沖縄	送電先1	100.0	～	100.0	0.0	～	0.0	0.0	～	0.0
				送電先2				100.0	～	100.0	100.0	～	100.0

様式32第1表 年度別の最大電力供給計画表(入力例)

年 度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	・・・	2035年度
項 目		(参考)					
供給電力	保有電源						
	水力発電所(送電端)						
	・・・						
	新エネルギー等発電所等(送電端)						
	合計(送電端)						
調達先未定	(上段：取引所 下段：その他)			△4.8	△2.7	・・・	△1.8
	需要電力(送電端)	5.0	4.8				

スポット市場で取引する場合は32-1～4表で調達先未定の上段に入力する。
(マイナス数値入力で販売先未定の扱い)

入力支援シート(風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰))の補足事項¹⁹

○風力・太陽光の計上方法

発電事業者

＜太陽光(余剰)における自家消費分の考え方＞

・太陽光余剰の計上にあたって、太陽光(余剰)シートでは、自家消費率が設定されており、供給力算定の際は自動で差し引く仕様となっており、自家消費分を除く必要はない

＜設備の長期間停止時の扱い＞

・供給計画では作業停止を織り込んで調整係数を計算しているため、風力・太陽光設備で長期間停止する場合は、設備量を計上し、電力量のみゼロとする。長期停止がリプレイスなどの場合は設備の廃止と新設を計上する。

小売電気事業者他

＜自社で設備を保有する場合の記載＞

・小売として風力・太陽光設備を保有する場合、太陽光・風力のシートに設備量を計上し、取引先の箇所は自社保有電源として計上する。

再生可能エネルギー電気卸供給の記載方法

20

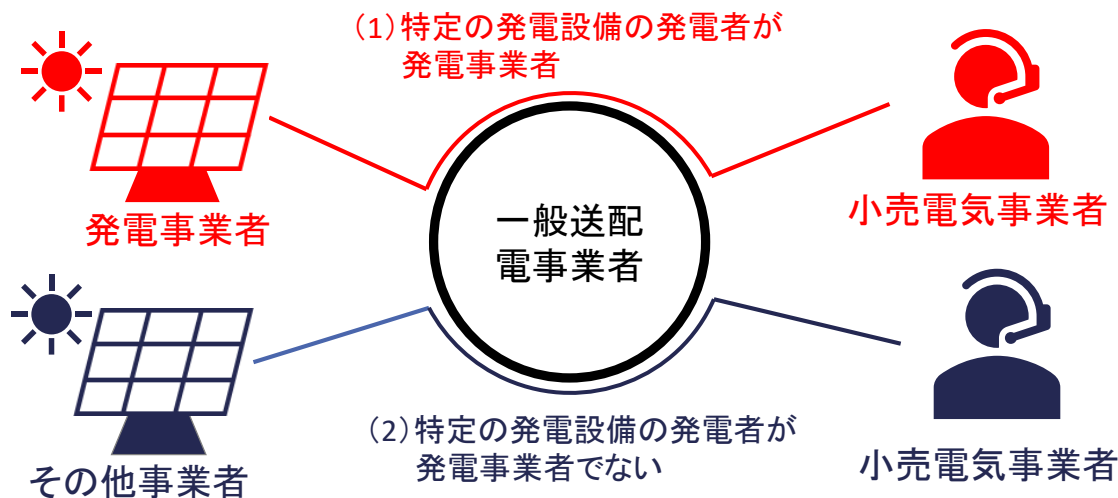
○再生可能エネルギー電気**特定**卸供給の場合

- (1) 特定の発電設備の発電者が、**発電事業者**の場合
 - ・小売電気事業者は、購入相手先の区分について、「**発電事業者**」を選択
(事業者名は該当する発電事業者を選択)
 - ・発電事業者は、販売相手先の区分について、「**小売電気事業者**」を選択
(事業者名は該当する小売電気事業者を選択)
- (2) 特定の発電設備の発電者が、**発電事業者でない**場合
 - ・小売電気事業者は、購入相手先の区分について、「**その他事業者**」を選択
(事業者名は該当する種別を選択)

○再生可能エネルギー電気**任意**卸供給の場合

「調達先未定一下段:その他」欄に記載
※沖縄エリアのみ記載可能

いずれの契約についても、「**一般送配電事業者**」を選択しないこと。

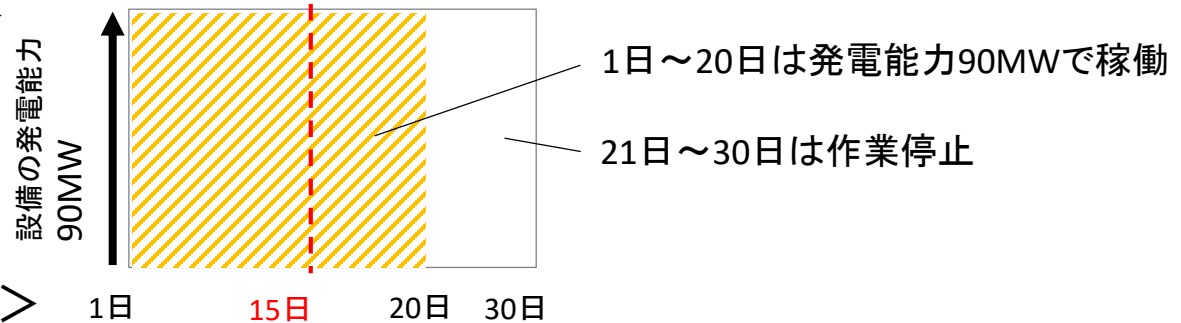


前半・後半ほかの断面の考え方について

21

- 供給計画では「供給区域毎に指定する記載断面」という考え方があります。第1年度、第2年度の月間計画では、「前半(1～15日)」と「後半(16日～各月の最終日まで)」、年間計画では「月間(1日～各月の最終日まで)」となります。(記載断面については、広域機関HP—供給計画—供給計画提出—参考資料—一覧に掲載)
- 月間計画では、指定された(様式に記載あり)断面における平均値を供給計画に計上します。
- 発電能力90MWの設備で、21日～30日まで作業がある場合の各数値の計算例を以下に示します。

<事例>



<各指定された断面の計算例>

月間計画		年間計画
前半	後半	月間
設備の発電能力 90MW 1日 15日 20日 30日	設備の発電能力 90MW 1日 15日 20日 30日	設備の発電能力 90MW 1日 20日 30日
供給力: 90MW $90\text{MW} \times 15\text{日} / 15\text{日} = 90\text{MW}$	供給力: 30MW $90\text{MW} \times 5\text{日} / 15\text{日} = 30\text{MW}$	供給力: 60MW $90\text{MW} \times 20\text{日} / 30\text{日} = 60\text{MW}$

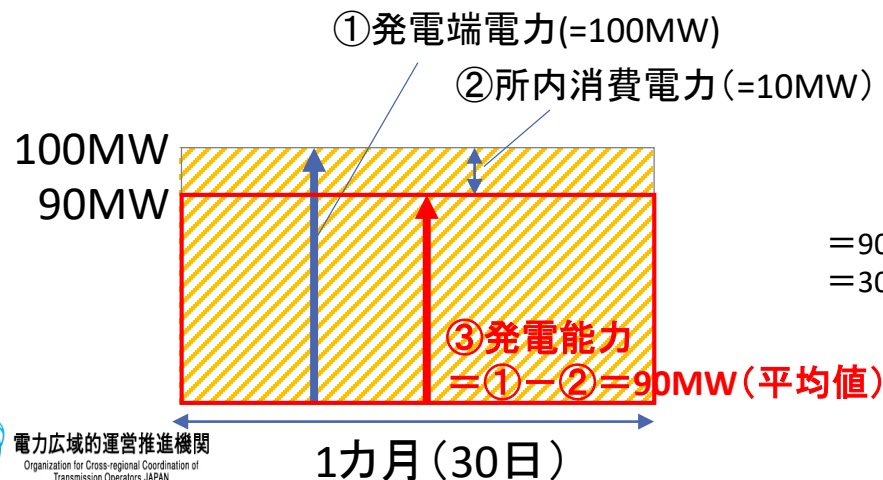
計画補修がある場合の発電機(調整係数を使用する場合は除く)の供給力(MW)算定方法について(1)

22

- 発電機の供給力は、供給力を記載する断面(〇月15時等)において、計画補修がないとした場合に安定的に出力できる「③発電能力(①発電端電力－②所内消費電力)」から④計画補修等による停止電力」を差し引いたものとする。
- ここで、「④計画補修等による停止電力」を差し引く方法として、算定期間における平均値の考え方を基本とする。
年度別計画の場合は月平均値、**月別計画の場合は**「月の前半」や「月の後半」平均値とする。
- 平均値の考え方とは、「④計画補修等による停止電力」の影響で、月内の供給力が日々増減するが、それを月平均値にならして算定するものである。
- なお、「④計画補修等による停止電力」における計画補修等とは、定期的に行う定期点検や系統制約等による停止を指し、日数が短く休日等の軽負荷時に実施可能な補修による停止は、通常、停止電力としては見込まない。

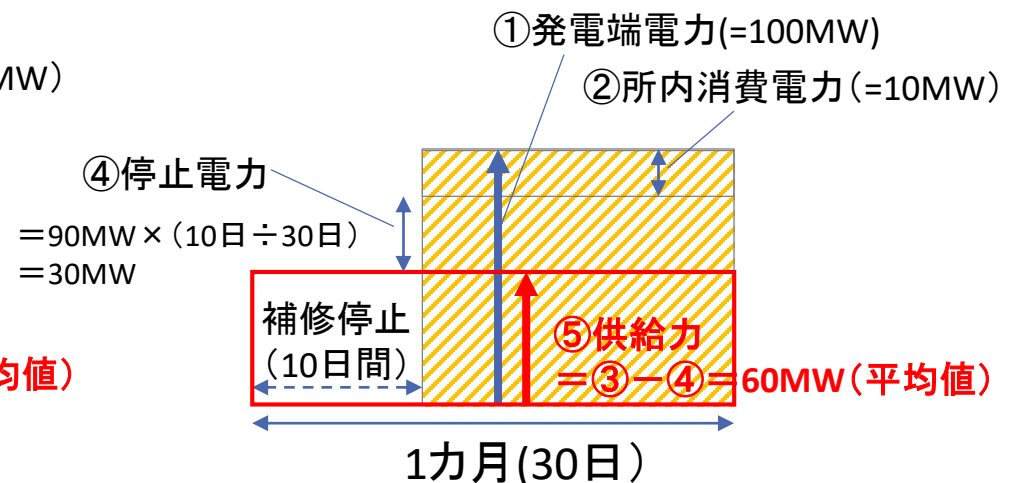
計画補修等による停止電力がない場合の例

- ・**年度別計画**で、その月の日数が30日の場合。
当月に計画補修による停止がない場合



計画補修等による停止電力がある場合の例

- ・**年度別計画**で、その月の日数が30日の場合。
月初めの10日間に計画補修による停止がある場合



計画補修がある場合の発電機(調整係数を使用する場合は除く)の供給力(MW)算定方法について(2)

23

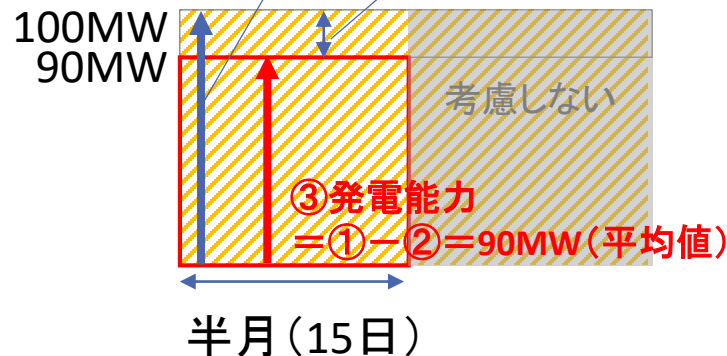
- 前ページでは、年度別計画の例を記載。このページでは、**月別計画**の「前半」、「後半※」の具体例を記載。
※供給力算定期間の「前半」は1～15日、「後半」は16日～各月最終日となる。

計画補修等による停止電力がない場合の例

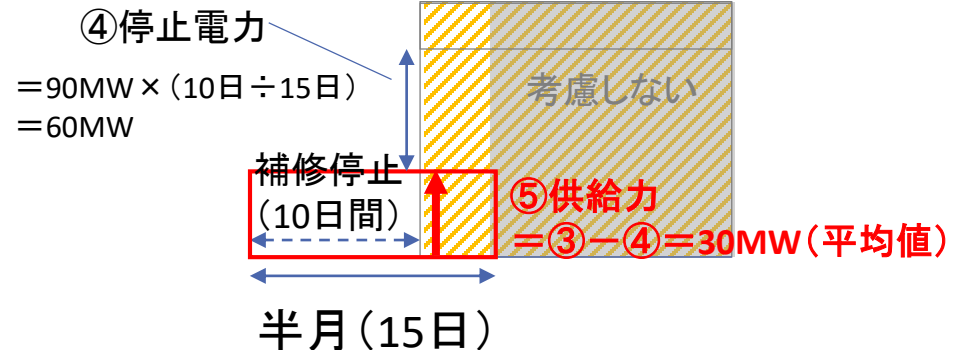
計画補修等による停止電力がある場合の例

①発電端電力(=100MW)

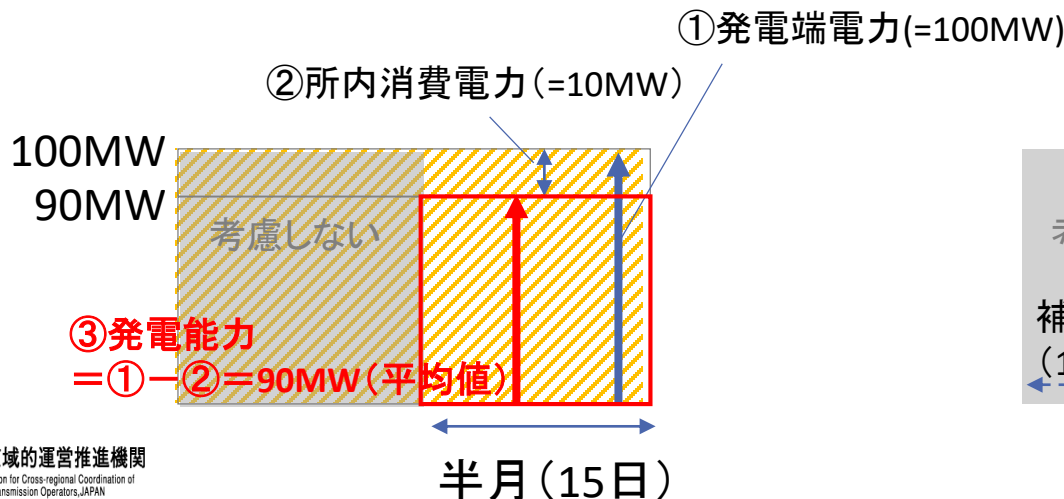
②所内消費電力(=10MW)



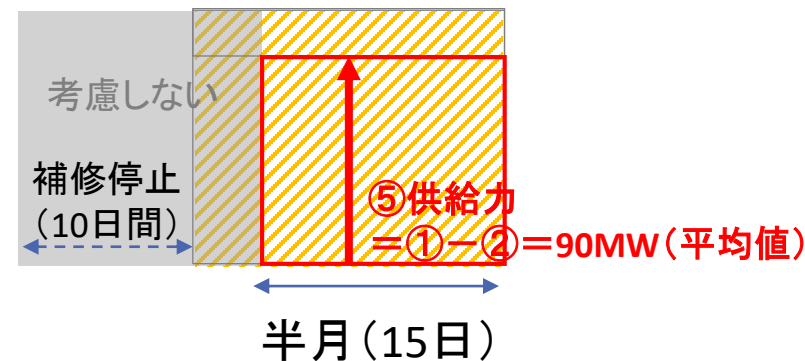
①、②は同左



後半



全て同左



電力(電力量)記載上の発電端・送電端等の違いについて(1)

24

～発電所側で構内自家消費がない場合～

○電力(電力量)記載方法

- 発電端:発電機の発生電力
- 送電端:発電端電力から発電所所内電力を差し引いたもので、発電所から送配電系統へ流入する電力
- 需要端:使用端電力に変電所所内電力を加えたもの
- 使用端:需要家が受け取る電力

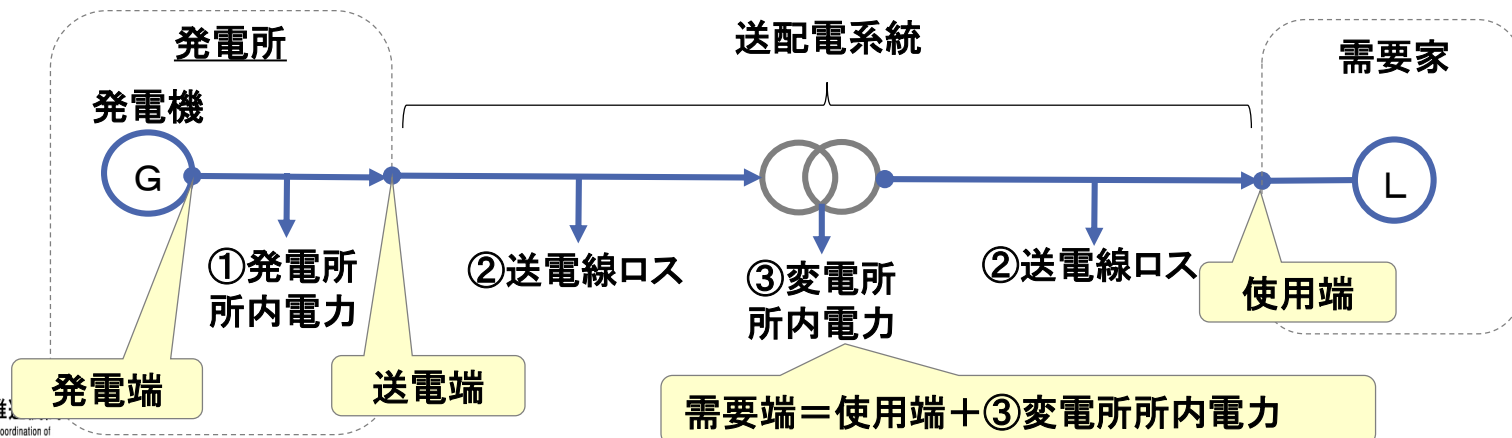
○関係式(下図の記号参照)

- 発電端 = 送電端 + ① = 送電端 / (1 - 発電所所内率※¹) (※¹) 発電所所内率 = ① / 発電端
- 送電端 = 発電端 - ① = 需要端 + ② = 使用端 + ② + ③ = 使用端 / (1 - 損失率※²)
 ※²: 損失率 = (② + ③) / 送電端 ... 損失率は一般送配電事業者の託送供給等約款を参照
- 需要端 = 使用端 + ③ = 送電端 - ②
- 使用端 = 送電端 × (1 - 損失率) = 需要端 - ③

○計算例(使用端から送電端を計算する場合)

使用端で低圧:1000kw, 高圧:2000kw, 特別高圧:4000kw, 損失率(低圧):7% 損失率(高圧):4% 損失率(特別高圧):3%のとき

送電端 = $1000 / (1 - 0.07) + 2000 / (1 - 0.04) + 4000 / (1 - 0.03) = 7282\text{kw}$



電力(電力量)記載上の発電端・送電端等の違いについて(2)

25

～発電所側で構内自家消費がある場合～

○電力(電力量)記載方法

- 発電端:発電機で発生した電力の一部を構内で自家消費する場合、簡易的に系統送電分Sを発電端とする。
- 送電端:発電機で発生した電力の一部を構内で自家消費する場合、系統送電分Sを送電端(=発電端)とする。
- 需要端:使用端電力に変電所所内電力を加えたもの
- 使用端:需要家が受け取る電力

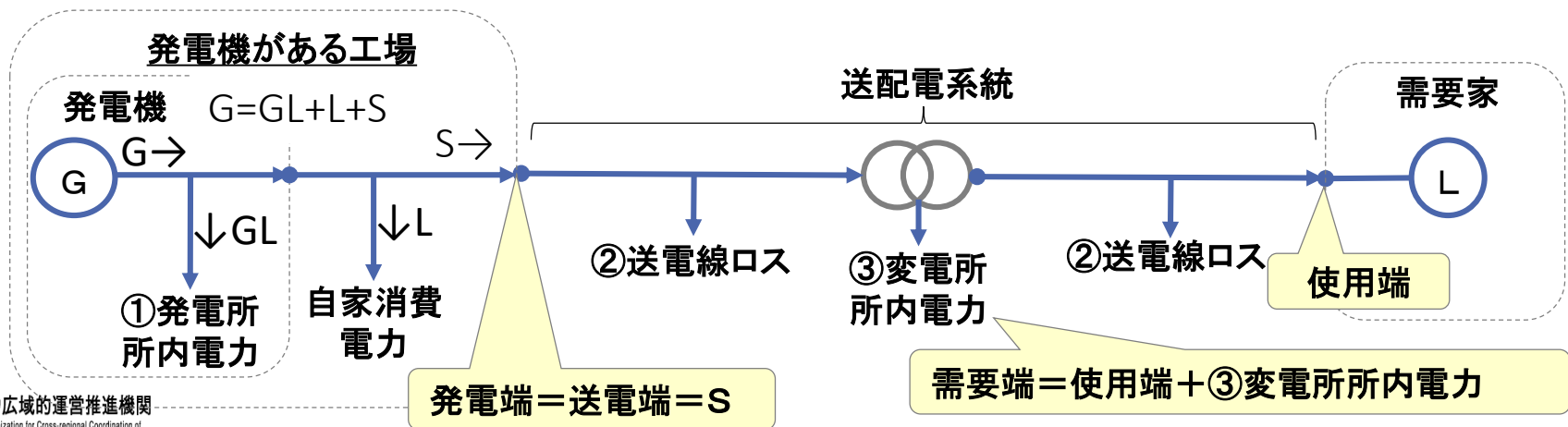
○関係式(下図の記号参照)

- 発電端=送電端=S=需要端+②=使用端+②+③=使用端/(1-損失率※2)
 ※2:損失率=(②+③)/送電端 …損失率は一般送配電事業者の託送供給等約款を参照
- 需要端=使用端+③=送電端-②
- 使用端=送電端×(1-損失率)=需要端-③

○計算例(使用端から送電端を計算する場合)

使用端で低圧:1000kw, 高圧:2000kw, 特別高圧:4000kw, 損失率(低圧):7% 損失率(高圧):4% 損失率(特別高圧):3%のとき

送電端=1000/(1-0.07)+2000/(1-0.04)+4000/(1-0.03)=7282kw



入力支援シート(保有電源シート)

26

- 自者で保有する発電設備の供給電力を計上する。なお、逆潮流ありの自家発も計上する。
- 蓄電池や自流式水力など、調整係数を用いて供給電力を計算する電源は、設備量に調整係数を掛けた数値を記載する。
- 本シートに数値を入力すれば、32-1表や32-3表などの所定の箇所に自動反映される

供給区域 ●●●

供給区域 ●●●			様式第32第3表転記					様式第32第3表 (2年度目)転記					第1～10年度(様式第32第1表転記)							
			2026年度					2027年度					2025年度 (実績)		2026年度		...	2035年度		
項目			4月		...	3月		4月		...	3月		8月	1月	8月	1月		8月	1月	
			前半	後半	...	前半	後半	前半	後半	...	前半	後半								
供給電力	保有電源	水力発電所(送電端)																		
		一般																		
		揚水																		
		火力発電所(送電端)	8.0		...	8.1		8.0		...	8.1		8.0	8.5	8.0	8.5	...	8.0	8.5	
		石炭																		
		LNG	8.0		...	8.1		8.0		...	8.1		8.0	8.5	8.0	8.5	...	8.0	8.5	
		石油																		
		LPG																		
		その他ガス																		
		歴青質混合物																		
		その他火力																		
		原子力発電所(送電端)																		
		新エネルギー等発電所等(送電端)																...	0.8	0.9
		風力																		
		太陽光(全量)																		
		太陽光(余剰)																		
		地熱																		
		バイオマス																		
廃棄物																				
蓄電池																	...	0.8	0.9	
水素																				
アンモニア																				

風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰)は各入力支援シートより転記される。

風力・太陽光(全量)・太陽光(余剰)は各入力支援シートより転記される。

蓄電池の計上についての補足事項

〇32-1表、32-3表の記載例

(単位:10³kW)

年 度		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
供給電力	保有電源				
	水力発電所（送電端）				
	・・・				
	新エネルギー等発電所等（送電端）				
	合計（送電端）				
	調達分				
	発電事業者			1.5	1.5
	・・・				
	その他				
	取引所 その他				
力	調達先未定 （上段：取引所、下段：その他）	1.5	1.5		
	合計（送電端）	1.5	0.0	1.5	1.5
	発動指令電源供給力（再掲）				
	【エリア】合計（送電端）				
	需要電力（送電端）	1.5		1.5	1.5
ひっ迫時需要抑制電力 （送電端）	小売電気事業者				
	一般送配電事業者				
年度末電源構成	火力発電所				
	石炭				
	・・・				
	その他火力				
	原子力発電所				
	新エネルギー等発電所等	2.0	2.0		
	風力				
	・・・				
	蓄電池	2.0	2.0		
	水素				
その他	アンモニア				
	合計	2.0	2.0		

<他事業者から調達し、充電の主体をする場合>

〇パターン1

放電：非電気から調達、自社需要へ送電
充電：他事業者から調達予定だが調達先が未定

〇パターン2

放電：非電気から調達、取引所へ送電
充電：取引所から調達

〇パターン3

放電：発電事業者から調達、自社需要へ送電
充電：上記とは別の発電事業者から調達

〇パターン4

放電：発電事業者から調達、自社需要へ送電
充電：取引所から調達

※充電分に関する計上は、kWに関する様式には計上不要

送電先が卸電力取引所の場合は、様式32-1、32-3にて調達先未定（上段：取引所）に手入力が必要

<32-1表のみ>

他電気事業者からの調達分の記載は不要
※非電気事業者からの調達の場合は記載する

蓄電池の計上についての補足事項

〇32-2表、32-4表の記載例

(単位: 10⁶kWh)

年 度		パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
供給電力量	項目				
	保有電源	水力発電所（送電端）			
		・・・			
		新エネルギー等発電所等（送電端）			
		合計（送電端）			
	調達分	発電事業者		5.5	2.5
		・・・			
		小売電気事業者			
		その他			
		取引所 その他	2.5	2.5	
	調達先未定 （上段：取引所、下段：その他）			0.5	3.0
			3.0		
	揚水式発電所の揚水用動力量				
	蓄電用の電気工作物の蓄電電力量		△3.0	△3.0	△3.0
	合計（送電端）		2.5	0.0	2.5
	【エリア】合計（送電端）				
送電端電力量	需要電力量（送電端）		2.5	2.5	2.5
	火力発電所	火力発電所			
		石炭			
		・・・			
		その他火力			
	原子力発電所				
	新エネルギー等発電所等		2.5	2.5	
	風力	風力			
		・・・			
		蓄電池	2.5	2.5	
		水素			
		アンモニア			
	その他		△3.0	△3.0	△3.0
	合計		△0.5	△0.5	△3.0

＜他事業者から調達し、充電の主体をする場合＞

〇パターン1

放電：非電気から調達、自社需要へ送電
充電：他事業者から調達予定だが調達先が未定

〇パターン2

放電：非電気から調達、取引所へ送電
充電：取引所から調達

〇パターン3

放電：発電事業者から調達、自社需要へ送電
充電：上記とは別の発電事業者から調達

〇パターン4

放電：発電事業者から調達、自社需要へ送電
充電：取引所から調達

蓄電池の充電電力量を卸電力取引所から調達する場合は、32-2表、32-4表にて調達先未定（上段：取引所）に手入力が必要

蓄電池の充電電力量を卸電力取引所から調達する場合は、32-2表、32-4表にて調達先未定（上段：取引所）に手入力が必要（放電△2.5＋充電調達3.0＝0.5）

全体の電力量の内、蓄電池の充電電力量に該当するものを、32-2表、32-4表の蓄電用の電気工作物の蓄電電力量欄にマイナスで手入力する

＜32-2表のみ＞

全体の電力量の内、保有電源または非電気事業者より調達したものを電源種別毎に記載する

＜32-2表のみ＞

蓄電用の電気工作物の蓄電電力量欄にマイナスで手入力した値と同様に、その他に手入力する

蓄電池の計上についての補足事項

- 蓄電池の計上についての補足事項について記載する

○蓄電池を充電する主体について

- **蓄電池の蓄電(充電)に関する取引**は、充電する主体の事業ライセンスにて計上する。
- 32-2, 32-4表の「蓄電用の電気工作物の蓄電電力量」欄に計上する。

小売電気事業者

- ・ 小売電気事業ライセンスに充電に関する取引等を計上する。

特定卸事業者 (アグリゲーター)

- ・ 特定卸事業ライセンスに充電に関する取引等を計上する。

蓄電池を保有する 発電事業者

- ・ 発電事業ライセンスに充電に関する取引等を計上する。

未定

- ・ 充電方法が決まっていない場合、
蓄電用の電気工作物の蓄電電力量は「空欄」のままとする。
その場合、**保有電源電力量シートの電力量(kWh)値を「0.0」として計上**すること。
- ・ 他者から調達予定だが調達先が未定の場合、
蓄電用の電気工作物の蓄電電力量欄に電力量をマイナスで入力、調達先未定の下段に転記を確認する。また、保有電源電力量シートへも調達予定の電力量を計上すること。

- 供給計画では電力量についても同様の電源種別で計上する。

以下シートの蓄電池欄へ供給電力を計上する

32-1表 年度末電源構成	-	5MW	5MW
------------------	---	-----	-----

計上にあたっては、太陽光も含め、合算した電力量を記載する

32-2表 送電端電力量 蓄電池	-	4.5GWh	4.5GWh
---------------------	---	--------	--------

太陽光等

併設型蓄電池の扱いについて（非電気事業者から調達の場合）

31

- 「安定的に見込める供給能力」であれば蓄電池として計上し、見込めない場合は併設している太陽光や風力等として計上する。
- 蓄電池の安定的に見込める運転継続時間は、1日1回以上連続3時間以上を目安に判断すること。
- 供給計画では電力量についても同様の電源種別で計上する。

「蓄電池」としての計上例

受電取引帳票へ供給電力を計上する([詳細はこちら](#))

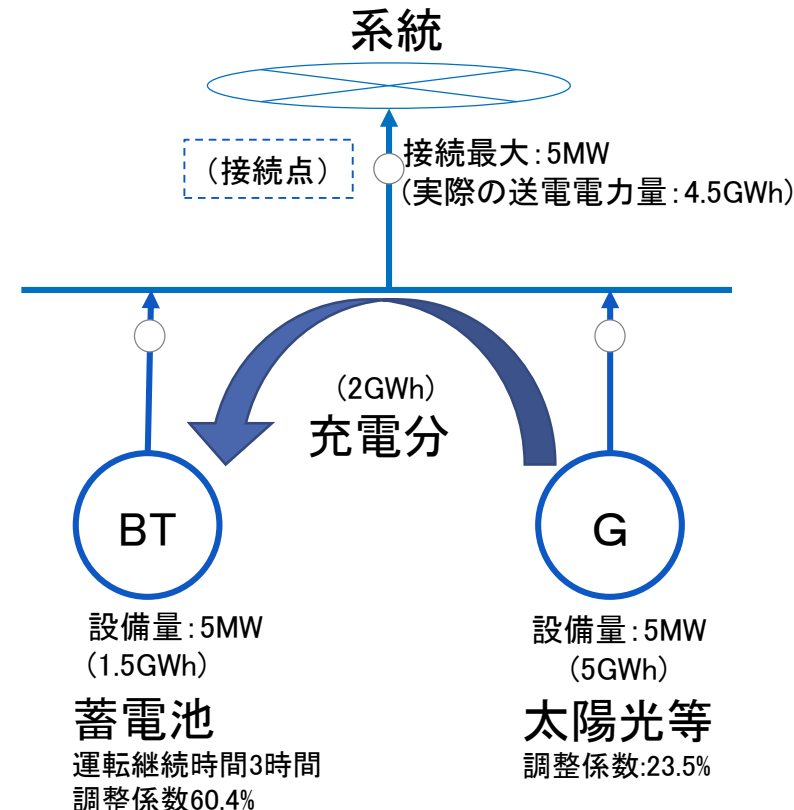
受電取引帳票	太陽光等	蓄電池
調達電力(MW)	-	5MW × 0.604 =3.0MW
調達電力量(GWh)	-	4.5GWh

年度末電源構成（設備量）、送電端電力量に計上する

シート名、場所	太陽光等	蓄電池	合計
32-1表 年度末電源構成 蓄電池	-	5MW	5MW
32-2表 送電端電力量 蓄電池	-	4.5GWh	4.5GWh

※系統からの充電分は、蓄電池の記載方法に準じて記載する

例：モデル電源構成

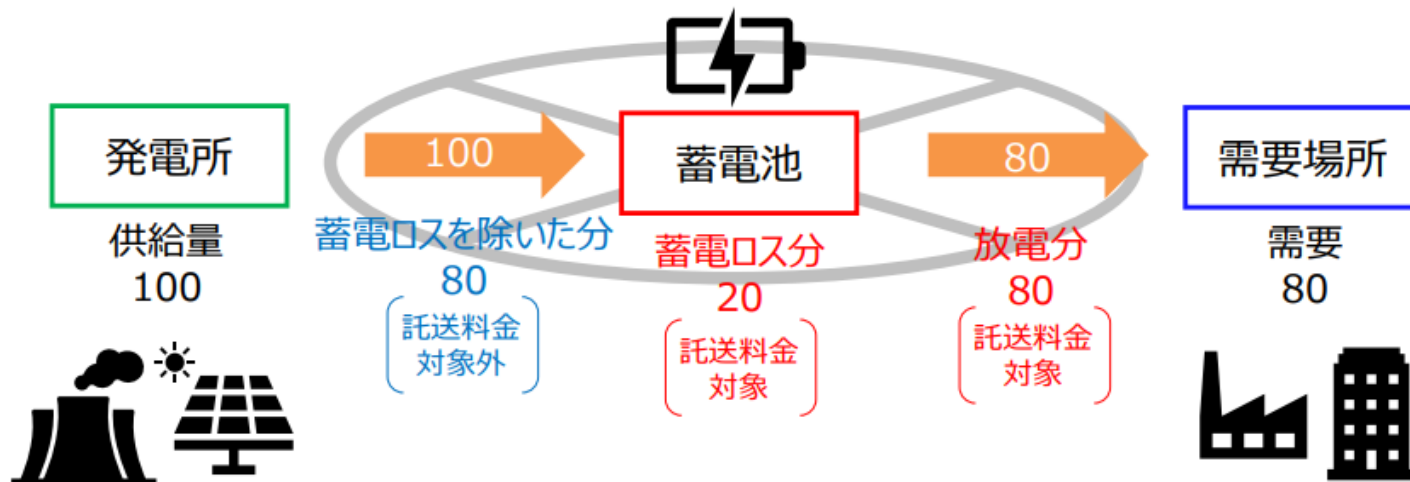


【参考】蓄電池や揚水発電設備における託送料金の特別措置

蓄電池や揚水発電設備における託送料金の特別措置の概要

- 蓄電池や揚水発電設備を介した電気の供給については、託送料金が二重で課されることを避ける観点から、「蓄電ロス分/揚水ロス分」及び「放電分/揚水発電分」にのみ託送料金を課することができる仕組みを講じている。
- すなわち、蓄電池や揚水発電設備に供給された電気全てには託送料金が課されず、蓄電ロス分/揚水ロス分にのみ託送料金が課され、それ以外は課金対象外となる特別措置（以下「蓄電池特措」という。）が適用されている。

蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金のイメージ



入力支援シート(保有電源電力量シート)

33

- 自者で保有する発電設備の供給電力量を計上する。
- 本シートに数値を入力すれば、32-2表や32-4表などの所定の箇所に自動反映される。

供給区域 ●●●

風力・太陽光（全量）・太陽光（余剰）は各入力支援シートより転記される。

			2026年度					第1～10年度(様式第32第2表転記)				
項目			4月		...	3月		2025年度 (実績)	2026年度	2027年度	...	2035年度
			前半	後半		前半	後半					
供給電力量	保有電源	水力発電(送電端)										
		火力発電所(送電端)	2.0	2.0	...	2.2	2.2	19.8	20.2	20.2	...	20.2
		原子力発電所(送電端)										
		新エネルギー等発電所(送電端)									...	2.9
		風力										
		太陽光(全量)										
		太陽光(余剰)										
		地熱										
		バイオマス										
		廃棄物										
		蓄電池									...	2.9
		水素										
		アンモニア										

蓄電池は、放電し他者に送電する電力量を計上する。

一月あたりの取引が0.1GWh未満の場合の記載例 34

- 一月あたりの取引量は小数点第2位を切り捨てとするため、0.1未満の場合は0.0と記載し、年度計、上期計、下期計の総量に合わせて、上期分は9月、下期分は3月にまとめて記載する。
- なお、上期計と下期計の合計が年度計と0.1ずれる場合は、年度計の値と整合するよう3月分を調整して記載する。(例2参照)
- 上記について、入力支援シート及び32-4表が対象。

●例: 32-4表の場合

(例1) 上期計と下期計の合計が**年度計と同じ場合**

・当該小売電気事業者は、2023年の4月から2024年の3月まで、毎月0.07GWh、取引所から調達することを計画している。

上期計の送電端電力量 = $0.07\text{GWh} \times 6 = 0.42\text{GWh} \div 0.4\text{GWh}$

下期計の送電端電力量 = $0.07\text{GWh} \times 6 = 0.42\text{GWh} \div 0.4\text{GWh}$

年度計の送電端電力量 = $0.42\text{GWh} \times 2 = 0.84\text{GWh} \div 0.8\text{GWh}$

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計
調達先未定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.8

(例2) 上期計と下期計の合計が**年度計と違う場合**

・当該小売電気事業者は、2023年の4月から2023年の9月まで、毎月0.09GWh、2023年の10月から2024年の3月まで毎月0.08GWh取引所から調達することを計画している。

上期計の送電端電力量 = $0.09\text{GWh} \times 6 = 0.54\text{GWh} \div 0.5\text{GWh}$

下期計の送電端電力量 = $0.08\text{GWh} \times 6 = 0.48\text{GWh} \div 0.4\text{GWh}$

年度計の送電端電力量 = $0.54\text{GWh} + 0.48\text{GWh} = 1.02\text{GWh} \div 1.0\text{GWh}$

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	上期計	10月	11月	12月	1月	2月	3月	下期計	年度計
調達先未定	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	1.0

下期計は0.4GWhであるが、年度計の値と整合するよう0.1GWh足す

受電取引帳票

35

- 自者で保有する発電設備以外から調達する量を記載する。
- 10万kW超の取引は下記分類を備考欄に入力。10万kW以下の事業者間取引電源種別が特定できるものは分類し、電源が混在しているものはその他(電源種別混同等)を選択。ただし、新エネ分(太陽光・風力・地熱・バイオマス・廃棄物・蓄電池・水素・アンモニア)については同一事業者との取引であっても分けて記載する。
- 種別等は、「常時バックアップ」、「水力」、「火力」、「原子力」、「風力」、「太陽光(全量)」、「太陽光(余剰)」、「地熱」、「バイオマス」、「廃棄物」、「その他(電源種別混同等)」、「ネガワット」、「蓄電池」、「水素」、「アンモニア」に分類(プルダウンにより選択可)。
- 1発電機で複数燃料を混焼の場合(例:バイオマス混焼の石炭火力等)は、主たる燃料で電源種別に分類する。
- 日本卸電力取引所(約定分)は、先渡市場・ベースロード市場での約定分を記載する。

帳票作成

入力完了後、押下。
32-8表(受電・送電)表、36表(受電・送電)が作成される。

取引相手					短期断面項目	2026年度					2027年度				
区分	コード	事業者名	エリア	一括記載フラグ		4月		...	3月		4月		...	3月	
						前半	後半		前半	後半	前半	後半		前半	後半
発電事業者	H●●●●	●●電力株式会社	中部	1	調達電力(MW)	30.6	30.6	...	18.2	18.2	30	30	...	18.1	18.1
					月間調達電力量(GWh)	25.2		...	11.7						

電気を調達する相手先の情報を入力する。取引するエリアを入力する。
他の取引をまとめて一括で取引計上する場合は「一括記載フラグ」を「1」とする。

小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで入力する。

長期断面項目		2026年度	2027年度	2028年度	...	2035年度	種別等 (上中段:種別、下段:備考)	記載順
調達電力(MW)	8月	40.0	40.0	40.0	...	40.0	水力	
	1月	36.6	36.6	36.6	...	36.6	水力	
年間調達電力量(GWh)		151.3	151.3	151.3	...	151.3		

取引する電力の種別を入力する。
種別を特定しない取引の場合は「その他(電源種別混同等)」とする。

受電取引帳票の注意点 (非電気事業者の蓄電池からの調達)

36

- 非電気事業者から電源種別「蓄電池」を受電取引帳票に入力の場合の注意点
蓄電池からの放電分の調達電力(MW)は、設備量をそのまま計上するのではなく、調整係数を乗じる必要があります。
(各月の調整係数を乗じる事で、同じ設備量でも各月の値に変動が生じる形となります。)
調達電力量(GWh)については、調整係数を乗じる必要はありません。

帳票作成

取引相手					短期断面項目	2026年度					2027年度				
区分	コード	事業者名	エリア	一括記載 フラグ		4月		...	3月		4月		...	3月	
						前半	後半		前半	後半	前半	後半		前半	後半
その他事 業者	ST05 又は ST06	非電気事 業者	中部		調達電力(MW)	0.5	0.5	...	0.4	0.4	0.6	0.6	...	0.4	0.4
					月間調達電力量(GWh)	1.0		...	1.0						

調達電力 (MW) は、調整係数を乗じた上で計上する

長期断面項目		2026年度	2027年度	2028年度	...	2035年度	種別等 (上中段:種別、下段:備考)	記載順
調達電力(MW)	8月	0.5	0.6	0.4	...	0.4	蓄電池	
	1月						蓄電池	
年間調達電力量(GWh)		1.0	1.0	1.0	...	1.0		

非電気事業者内訳表 記載例

37

【記載対象電源】

非電気事業者から調達する電源(ネガワット、ポジワット)のうち、以下①～③を除く電源を記載する。

- ①太陽光、風力(ただし、蓄電池等で安定した電力を供給できる場合は記載)
- ②供給力を0kW計上している電源
- ③設備量1000kW未満の発電機等(ただし、ネガワットの需要は1000kW未満も記載)

A 小売電気事業者						
No.	エリア	電源種別	発電者名又は需要家名	電源等名称	契約電力又は 契約供給力 (kW)	供給地点特定番号(22桁)又は 受電地点特定番号(22桁)
非電気事業者 1	中部	バイオマス	三重株式会社三重製作所	三重製作所 4 G	500	0401000000000000000002
	中部	火力	三重株式会社芦浜製作所	芦浜製作所	4,500	0401000000000000000004
	中部	太陽光(全量)	三重株式会社芦浜製作所第二	芦浜製作所第二	5,000	0401000000000000000005

項目	記載内容
No.	非電気事業者との契約毎に記載するよう(記載漏れチェック)非電気事業者の末尾に番号を付与する。
エリア	一般送配電事業者のエリアを選択
電源種別	非電気事業者から調達する種別を記載 なお、ネガポジ混合型の場合は、各電源等の電源種別を一行毎に記載する。
発電者名又は需要家名	調達する事業者名を記載(例)〇〇株式会社 〇〇工場等
電源等名称	調達する電源名称を記載(例)〇〇工場1G等
契約電力又は契約供給力(kW)	契約した電力又は供給力を記載(但し、個別需要家毎の契約電力が不明であれば、「ー」でも可とする)
供給地点特定番号(22桁)又は受電地点特定番号(22桁)	契約した電力又は供給力の供給地点特定番号(22桁)又は受電地点特定番号(22桁)を記載

送電取引帳票

38

- 10万kW超の取引は下記分類を備考欄に入力。10万kW以下の事業者間取引電源種別が特定できるものは分類し、電源が混在しているものはその他(電源種別混同等)を選択。ただし、新エネ分(太陽光・風力・地熱・バイオマス・廃棄物・蓄電池・水素・アンモニア)については同一事業者との取引であっても分けて記載する。
- 種別等は、「常時バックアップ」、「水力」、「火力」、「原子力」、「風力」、「太陽光(全量)」、「太陽光(余剰)」、「地熱」、「バイオマス」、「廃棄物」、「その他(電源種別混同等)」、「ネガワット」、「蓄電池」、「水素」、「アンモニア」に分類(プルダウンにより選択可)。
- 1発電機で複数燃料を混焼の場合(例:バイオマス混焼の石炭火力等)は、主たる燃料で電源種別に分類する。
- 日本卸電力取引所(約定分)は、先渡市場・ベースロード市場での約定分を記載する。

帳票作成

入力完了後、押下。
32-8表(受電・送電)表、36表(受電・送電)が作成される。

取引相手					短期断面項目	2026年度					2027年度					
区分	コード	事業者名	エリア	一括記載 フラグ		4月		...	3月		4月		...	3月		
						前半	後半		前半	後半	前半	後半		前半	後半	
小売電気 事業者	K●●●	●●電力 株式会社	九州	1	販売電力(MW)	29.6	29.6	...	15.2	15.2	28.0	28.0	...	15.1	15.1	
					月間販売電力量(GWh)	23.2		...	11.2							

電気を調達する相手先の情報を入力する。取引するエリアを入力する。
他の取引をまとめて一括で取引計上する場合は「一括記載フラグ」を「1」とする。

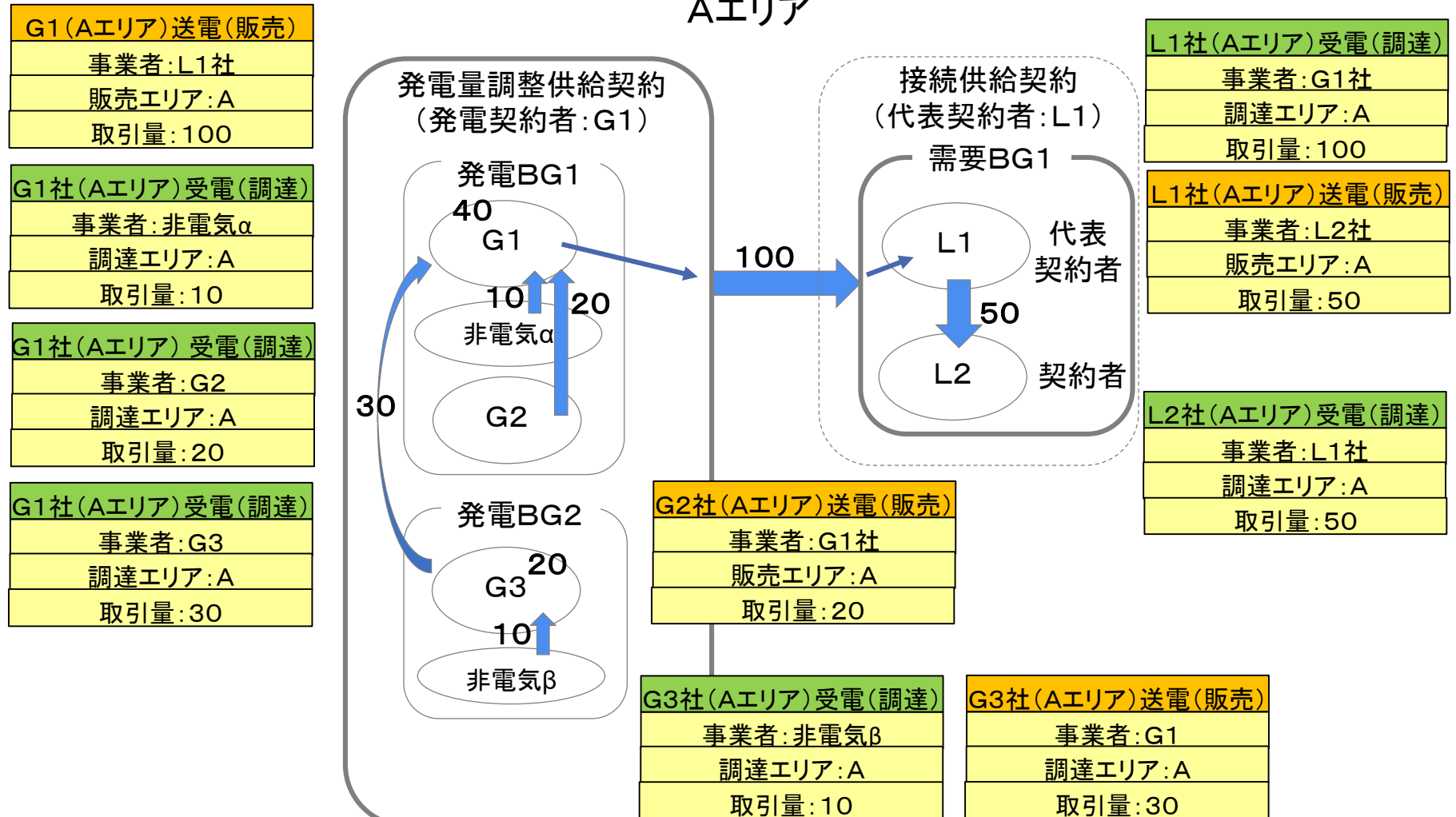
小数点第2位を切り捨てて小数点第1位まで入力する。

長期断面項目		2026年度	2027年度	2028年度	...	2035年度	種別等 (上中段:種別、下段:備考)	記載順
調達電力(MW)	8月	38.0	39.0	41.0	...	45.0	水力	
	1月	32.1	32.1	33.3	...	37.8	水力	
年間調達電力量(GWh)		121.2	121.2	130.5	...	148.8		

取引する電力の種別を入力する。
種別を特定しない取引の場合は「その他(電源種別混同等)」とする。

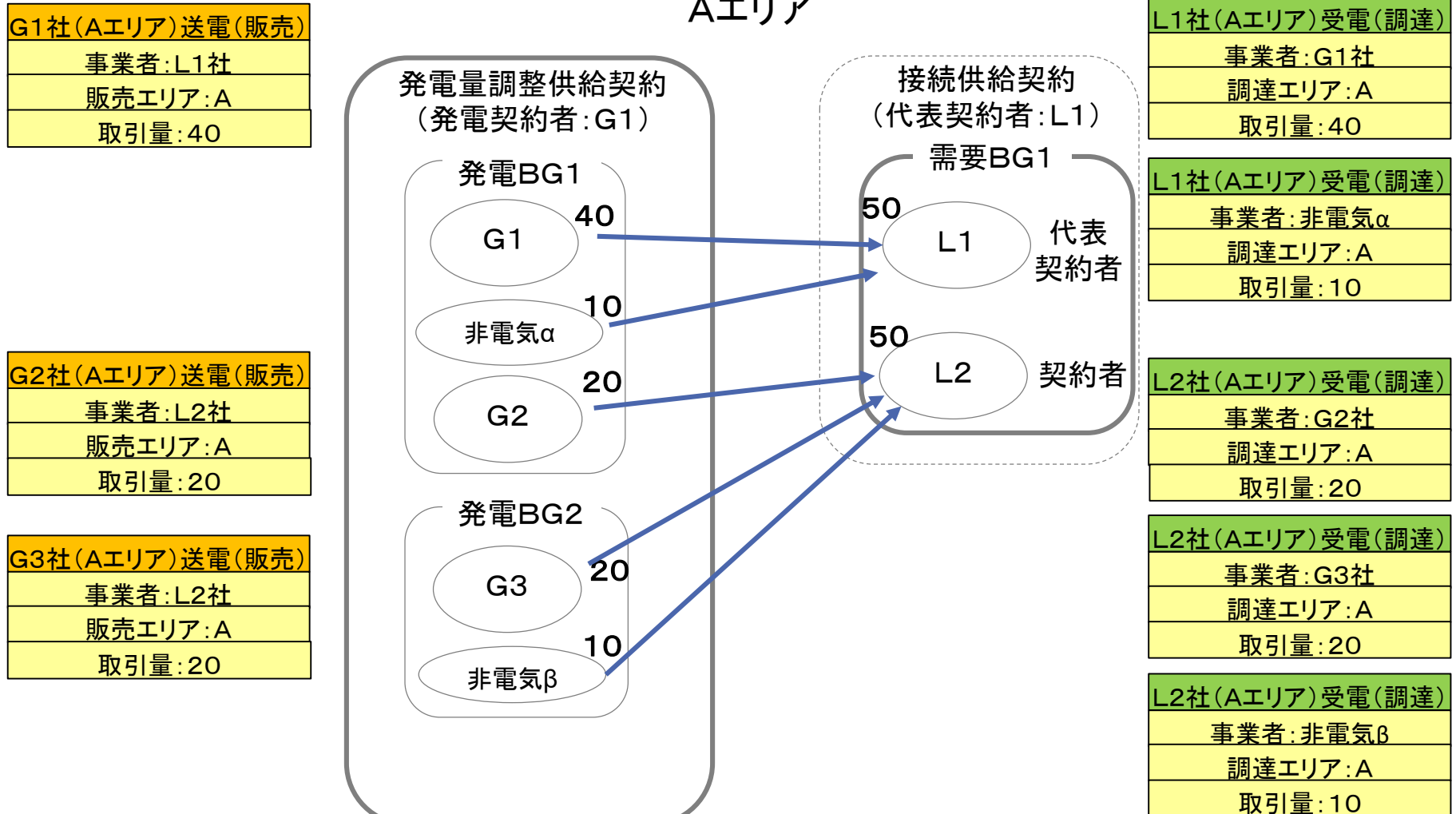
グループ間の取引の記載例①(32-8表記載例)

発電契約者と代表契約者間の取引を記載するとともに、接続供給契約を構成するグループ内や発電量調整供給契約を構成するグループ内の内部事業者間取引を記載する。



グループ間の取引の記載例②(32-8表記載例)

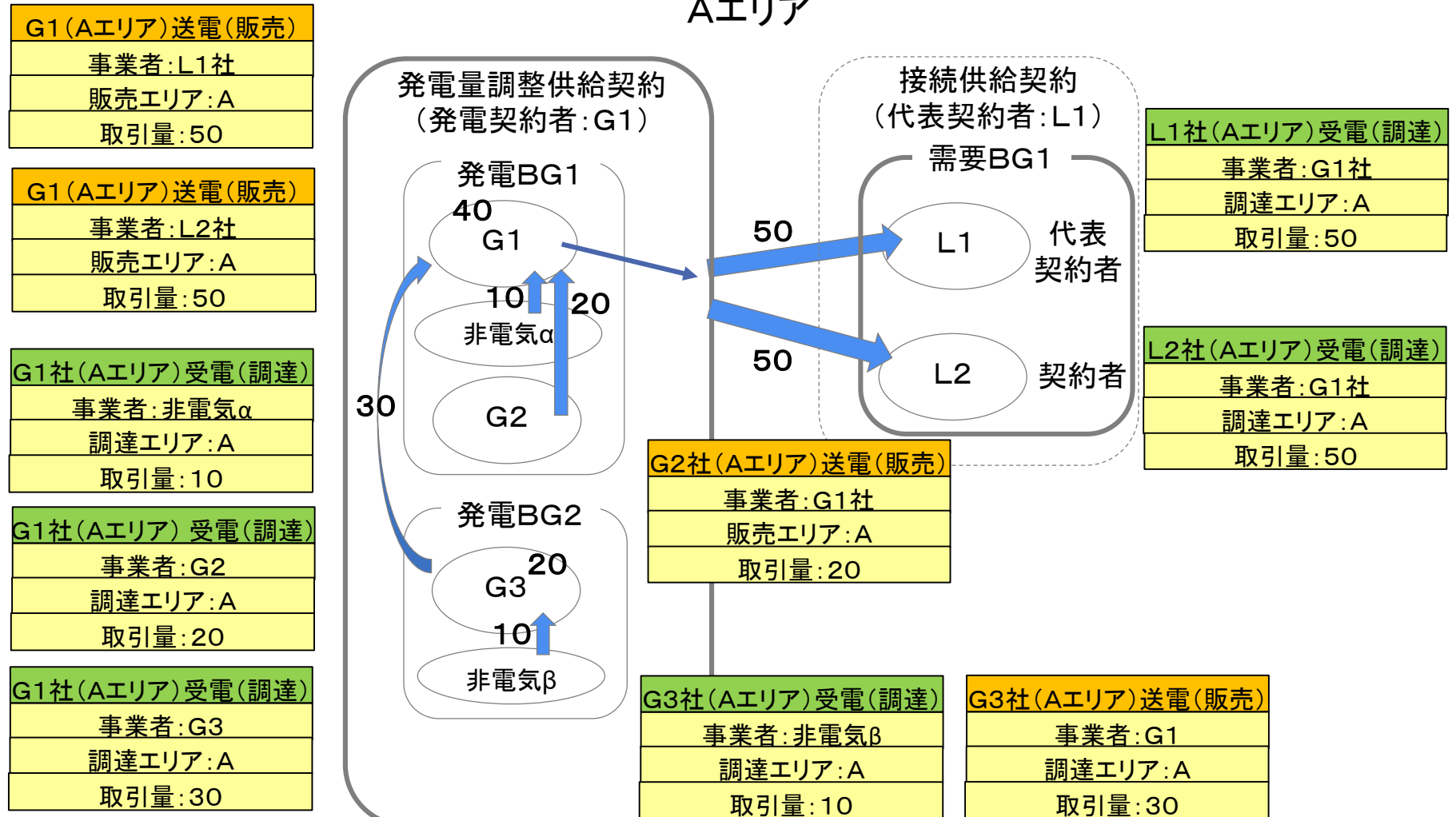
接続供給契約を構成するグループと発電量調整供給契約を構成するグループの内部事業者間の相互取引を記載する。



グループ間の取引の記載例①と②の併用(32-8表記載例)

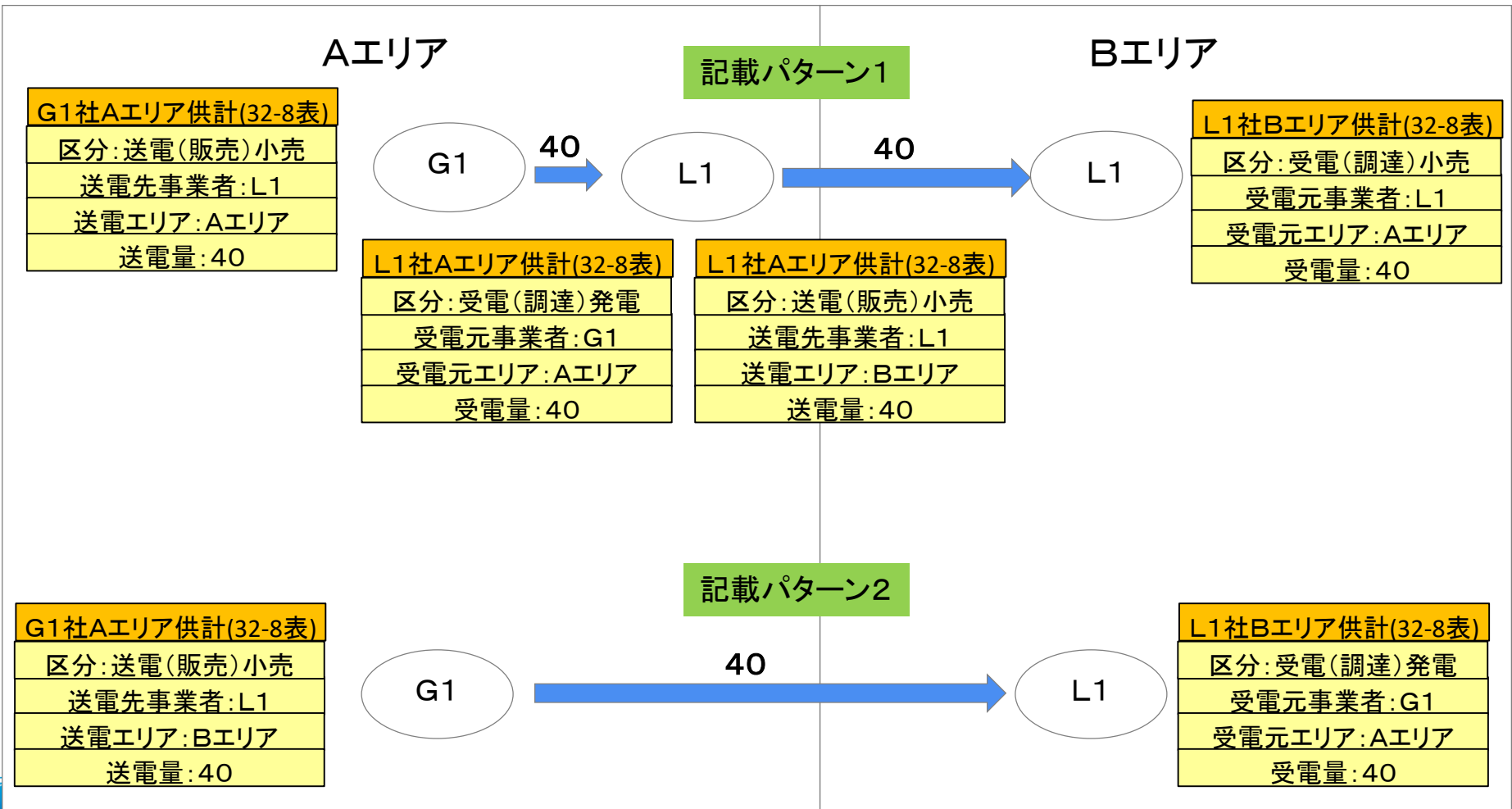
41

発電量調整供給契約側は発電契約者を、接続供給契約側は代表契約者に加え、契約者もグループ間取引の相手先と考え記載するもの。(需要・調達計画の記載に近い)



エリアを跨ぐ電気の取引の記載例(32-8表)

エリアを跨ぐ取引の基本的な記載方法は、電気を保有する事業者(発電事業者など)が電気があるエリアで他の事業者へ電気を引き渡し、電気を調達した事業者が電気をエリア移動させる記載を行う(パターン1)。これは、電気を調達した事業者が主に電気のエリア間移動を計画することによる。ただ、売買事業者間でエリアを跨いだ取引を整合的に記載できる場合は、パターン2の記載も可能とする。



供給計画届出様式対象一覧表

43

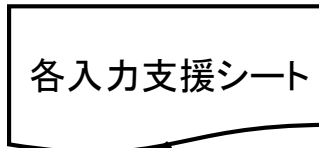
各事業者が記載する帳票は以下の通り。

【凡例】
 ◎：通常記載が必要な表
 ○：対象となる計画を持つ場合に記載が必要となる表
 △：特殊な計画を持つ場合のみ記載が必要となる表

帳票	帳票記載内容	発電	小売	登録特定 送配電	特定 送配電	送電	一般 送配電	特定卸	配電
32-1表	最大電力のバランス(10年間の年別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-2表	電力量のバランス(10年間の年別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-3表	最大電力のバランス(第1、2年度の月別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-4表	電力量のバランス(第1年度の月別)	◎	◎	◎			◎	◎	◎
32-5表	発電等設備の開発計画(10年以内の運開分)	○							
32-6表	送変電設備の整備計画(32-6-1,32-6-2,32-6-3)			○	○	○	○		○
32-7表	発電等設備の開発計画(10年以降の運開分)	△							
32-8表	取引計画(10年間の年別) 受電表	△	◎	◎			◎	◎	◎
	取引計画(10年間の年別) 送電表	◎	○	△			◎	◎	◎
33表	エリア需要想定						◎		◎
33の2表	調整力確保計画書						○		○
33の3-1表	調整力に関する計画書(10年間の年別)	○	○	○			○	○	○
34表	主要発電機の補修計画(第1、2年度)	○							
35表	火力発電所の燃料計画(35-1, 35-2,35-3)	○							
36表	取引計画(第1、2年度の月別) 受電表	△	◎	◎			◎	◎	◎
	取引計画(第1、2年度の月別) 送電表	◎	○	△			◎	◎	◎
37表	電力品質の質的評価						◎		◎
38表	電力系統・潮流の状況 電力系統状況			◎	◎	◎	◎		◎
	電力系統・潮流の状況 電力潮流状況						◎		
38の2表	連系線運用容量等の計画						◎		

32-1表・32-3表・33の3表等の指定断面について 44

- 32-1表、32-3表は各エリアの一般送配電事業者が指定するエリア指定月時の断面にて作成する必要があるため、転記元となる各保有電源シートに上記指定されたエリア指定断面の供給電力を入力する。
- エリア指定断面については、様式32-1表、32-3表等で確認することができる。また、各エリアの一覧については、広域機関HPで確認ができる。[参考資料一覧\(2026年度\) | 供給計画 | 電力広域的運営推進機関ホームページ](#)
- 北海道、東北、北陸エリアについては、様式32-1(指定2)の入力が追加で必要なため注意する。各電気事業者毎の、32-1、32-3表のエリア指定断面と合わせて入力が必要な様式については、次ページに記載する。



各様式に記載のある
エリア指定断面にて入力
する必要がある

各入力支援シートから
各様式へ転記

<32-1表の例>

※北海道、東北、北陸は指定断面2がある

供給区域 北海道 (エリア指定断面 1 : 8月15時)

年 度		〇〇〇〇年度
項 目		
供給電力	保有電源	
	水力発電所 (送電端)	70
	火力発電所 (送電端)	100
	合計 (送電端)	170
	発動指令電源供給力 (再掲)	
合計 (送電端)		170

<32-3表の例>

※エリア毎に指定断面が異なる

供給区域 北海道

年 度		4月	
項 目		(前半〇時)	(後半〇時)
供給電力	保有電源		
	水力発電所 (送電端)	70	80
	火力発電所 (送電端)	100	100
	合計 (送電端)	170	180
	発動指令電源供給力 (再掲)		
合計 (送電端)		170	180

転記とならない各様式手入力欄もエリア指定断面にて入力する

転記とならない各様式手入力欄もエリア指定断面にて入力する

32－1表・32－3表・33の3表等の指定断面について 45

- 32－1表・32－3表のエリア指定断面に合わせた入力が必要な様式は以下のとおり
- 33の3－1表の各エリアのエリア指定断面は、以下のとおり

事業者	32－1表と同様の エリア指定断面月 をもつ表	32－3表と同様の エリア指定断面 をもつ表	33の3－1表の エリア指定断面
・小売電気事業者 ・特定卸供給事業者 ・登録特定送配電事業者	・32－8表	・36表	8月 (沖縄除く各エリア) 1月 (北海道、東北、北陸)
・発電事業者	・32－8表	・34表 ・36表	
・一般送配電事業者 ・配電事業者	・32－8表 ・33表 ・33の2表 ・38表 (電力潮流の状況) ・38の2表 (配電事業者は不要)	・36表	

32-1表 (1)

○共通事項

- 「調達先未定」欄には、未調達分(調達する計画であるが現時点で未契約のもの)に加え、未販売分(販売する計画はあるが現時点で未契約のもの)がある場合はその分をマイナスして記載する。
- 卸電力「取引所」での取引予定分は「調達先未定」欄の上段、需給調整市場での調達、販売分等の「その他」の取引予定分は「調達先未定」欄の下段に記載する。
- 「発動指令電源供給力(再掲)」欄には、容量市場で発動指令電源の容量確保契約を締結した事業者が、当該発動指令電源の契約容量の全量または一部の容量を供給電力(保有電源または調達分)に計上している場合、その供給電力に計上している計上値を記載すること。契約手続き中である場合にもその容量のうち、供給電力に計上している計上値を記載する。
- 「調達分」欄は、32-8表に記載した他の事業者と取引する電気(既契約分)が自動で転記される。

項 目		年 度	前年度 (参考)	第一年度	第二年度	第三年度	・・・	第十年度
供 給 電 力	保 有 電 源	水力発電所 (送電端)						
		・・・						
		新エネルギー等発電所等 (送電端)						
		合計 (送電端)						
	調 達 分	発電事業者						
		特定卸供給事業者						
		一般送配電事業者						
		配電事業者						
		小売電気事業者						
		その他						
		取引所						
		その他						
	調達先未定 (上段：取引所、下段：その他)							
	合計 (送電端)							
	発動指令電源供給力 (再掲)							
	【エリア】 合計 (送電端)							

32-1表 (2)

○共通事項(「前年度」欄の記載方法)

「供給電力」欄には実績記載月の供給力実績を、「需要電力」欄には需要実績を記載する。

なお、4～11月(8月)の場合は前年度の値を、12～3月(1月)は前々年度の値を記載とし、供給力実績などの記載方法は下記のとおりとする。

●供給力実績・販売実績の記載方法

計画時の供給力計上と同様の方法で、最新の計画に一部の実績値を取り込んで記載する。ここで、エリア指定断面月内に発生したトラブル等に伴う計画変更分は反映しない。

- ・水力発電(自流式):実績年エリア指定断面月の設備量(送電端値)に調整係数を乗じ、調整能力を加算して算出した供給力。
- ・水力発電(貯水池式):実績年エリア指定断面月の月平均実績水位をもとに計画に準じて算出した供給力。
- ・水力発電(揚水式):実績年エリア指定断面月の設備量に運転継続時間に応じた調整係数を乗じた供給力。
- ・太陽光、風力発電:実績年エリア指定断面月の設備量に調整係数を乗じた供給力。
- ・蓄電池:実績年エリア指定断面月の設備量に運転継続時間に応じた調整係数を乗じた供給力。
- ・上記以外:実績年エリア指定断面月の月平均供給力。
- ・調達分、販売分:原則、実績年エリア指定断面月の調達・販売計画量(当月に入る前に計画したもの)を計上する。太陽光、風力等は上記と同様の調整係数ベースの計上とする。卸電力取引所の取引について次スライドの通り記載する。

事業者	記載断面	供給電力		需要電力(送電端)	
		4月～11月:前年度実績 12月～3月:前々年度実績	第1～第10年度 (計画)	4月～11月:前年度実績 12月～3月:前々年度実績	第1～第10年度 (計画)
・小売電気事業者 ・登録特定送配電事業者	エリア指定 月・時	供給力実績 (上記方法)	供給力計画	自者H3需要実績	自者H3需要想定
・発電事業者 ・特定卸供給事業者	エリア指定 月・時	供給力実績 (上記方法)	供給力計画	販売実績 (上記方法)	販売計画(契約済分)
一般送配電事業者	エリア指定 月・時	供給力実績 (上記方法に連系線潮流 を加える)	供給力計画	エリアH3需要実績 (平年気温ベースへの気象 補正後の値)	エリアH3需要想定 (平年気象ベースでの 想定値)
配電事業者	エリア指定 月・時	供給力実績または一送と の需給比率により算出 (上記方法)	供給力計画	自者エリアH3需要実績	自者エリアH3需要想定

32-1表 (3)

○共通事項(「前年度」欄の卸電力取引所から調達(販売)がある場合の記載例)

- 卸電力取引所からの調達(販売)について、以下のように記載する。
 - 供給電力
 - ①前年度供給計画で、約定していたもの: **調達分-その他-取引所**に記載する。
 - ②前年度供給計画で、約定していなかったもの(前日スポット取引・時間前取引): **調達先未定の上段:取引所**に記載する。
 - 年度末電源構成
 - ①、②ともに記載不要

				2025年度 (参考)
供給電力	調達分	発電事業者		
		小売電気事業者		
		その他	取引所	①記載箇所
	その他			
	調達先未定 (上段:取引所、下段:その他)			②記載箇所

32-1表 (4)

○共通事項(「年度末電源構成」欄の記載方法)

- 「年度末電源構成」欄には、エリア別に自社ライセンス保有電源の発電端の設備容量(電源Ⅰ'分を含む)及び非電気事業者からの調達分の契約最大電力(電源Ⅰ'分を含む)を記載し、**他の電気事業者(発電事業者・小売電気事業者等)、取引所からの調達分は記載しない。**また、エリア指定断面は年度末時点とする(3月31日に廃止する設備は年度末電源構成への計上は不要)。

●記載方法の補足事項

ケース	記載方法
自家消費、特定供給がある場合	発電設備等の発電又は放電した電力で自家消費、特定供給がある場合は、 系統への最大送電容量を設備容量とみなして記載する
他の電気事業者からの転売分である場合	非電気事業者からの調達分で、他の電気事業者からの転売分であることがわかるものは、他の電気事業者との重複記載となるため 年度末電源構成欄には含めない
混焼の場合	2種類以上の燃料を混焼している場合、 年間電力量比率で按分し、それぞれの燃料欄に記載する
電源種別が不明な場合	「その他」欄 に記載する
火力発電所の燃料種別	石炭: 石炭 LNG: 液化天然ガス、都市ガス、天然ガス 石油: 原油、重油、軽油、ナフサ、天然ガス液 LPG: 液化石油ガス その他ガス: 副生ガス 等 歴青質混合物: オイルサンド、タールサンド、オイルシェールなどの非在来型石油を含む鉱物を、粉砕して水に懸濁させて製造した液体状の燃料製品 その他火力: 石油コークスや石油精製における残渣物、上記燃料に当てはまらないもの

3月末時点の保有電源の認可出力及び非電気事業者から調達した分の契約最大電力を記載すること。 年度末電源構成	水力発電所	
	一般	
	揚水	
	火力発電所	
	石炭	
	LNG	
	石油	
	LPG	
	その他ガス	
	歴青質混合物	
	その他火力	
	原子力発電所	
	新エネルギー等発電所等	
	風力	
	太陽光	
	地熱	
	バイオマス	
	廃棄物	
	蓄電池	
	水素	
	アンモニア	
	その他	
	合計	

32－1表（5）

○小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)

- 小売電気事業者は、エリア毎に本表を作成する。エリアの自者の需要想定(記載断面月時における需要想定値)を「需要電力(送電端)」欄に記載する。
- 自己託送分がある場合、その供給力と需要電力分をそれぞれ供給電力欄及び需要電力欄に含めて記載する。
- ひっ迫時需要抑制電力の欄には、供給電力に計上した供給力および発動指令電源の供給力を除き、自らの需要に対して、随時調整契約やスマート・メータ等を活用したデマンド・レスポンス等により、需給ひっ迫時等に一定の需要抑制効果が見込める電力を記載する。

年 度			前年度 (参考)	第一年度	第二年度	第三年度	・ ・ ・	第十年度
項 目								
供 給 電 力	保 有 電 源	水力発電所（送電端）						
		・ ・ ・						
		新エネルギー等発電所等（送電端）						
		合計（送電端）						
	調 達 分	発電事業者						
		特定卸供給事業者						
		一般送配電事業者						
		配電事業者						
		小売電気事業者						
		その他	取引所					
			その他					
	調達先未定 （上段：取引所、下段：その他）							
	合計（送電端）							
	発動指令電源供給力（再掲）							
【エリア】合計（送電端）								
需要電力（送電端）								
ひっ迫時 需要抑制電力 （送電端）	小売電気事業者							
	一般送配電事業者							

32-2表 (1)

○共通事項

- 「調達先未定」欄には、未調達分(調達する計画であるが現時点で未契約のもの)に加え、未販売分(販売する計画はあるが現時点で未契約のもの)がある場合はその分をマイナスして記載する。
- 卸電力「取引所」での取引予定分は「調達先未定」欄の上段、需給調整市場での調達、販売分等の「その他」の取引予定分は「調達先未定」欄の下段に記載する。
- 「調達分」欄は、32-8表に記載した他の事業者と取引する電気(既契約分)が自動で転記される。
- 需要電力量欄(実績・計画)は、閏年度の場合は暦日数に準じること。(閏補正は行わない)
- 「揚水式発電所の揚水用動力量」、「蓄電用の電気工作物の蓄電電力量」欄は、次ページ以降の記載による。

項 目			年 度	前年度 (参考)	第一年度	第二年度	第三年度	・・・	第十年度		
供 給 電 力 量	保有電源	水力発電所（送電端）									
		・・・									
		新エネルギー等発電所等（送電端）									
		合計（送電端）									
	調達分	発電事業者									
		特定卸供給事業者									
		一般送配電事業者									
		配電事業者									
		小売電気事業者									
		その他	取引所								
			その他								
	調達先未定 （上段：取引所、下段：その他）										
	揚水式発電所の揚水用動力量										
	蓄電用の電気工作物の蓄電電力量										
合計（送電端）											
【エリア】 合計（送電端）											

32-2表 (2)

○共通事項(揚水発電及び揚水用動力の記載方法)

- 小売電気事業者が揚水の運用等を行う場合
 - ・発電事業者は、揚水動力用の電力量(下図では火力電源100)と揚水発電分(70)を保有電源欄に記載し、その電力量を小売電気事業者への販売分として記載(送電取引帳票へ記載)する。
 - ・小売電気事業者は、発電事業者から調達する揚水動力用の電力量及び揚水発電電力量を調達分に記載(受電取引帳票へ記載)する。また、特別措置※が適用された揚水発電設備の場合、揚水動力用の電力量を「揚水式発電所の揚水用動力量」欄にマイナス値で記載し、「揚水発電所の揚水用動力量」に記載した値を、送電端電力量「その他」欄にマイナスで記載する。
- 発電事業者が自身で組成する需要バランシンググループにて揚水の運用等を行う場合
 - ・特別措置※が適用された揚水動力用の電力量を、発電事業者の「揚水式発電所の揚水用動力量」欄にマイナス値で記載する。

※一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置」

下例は、小売電気事業者が揚水の運用等を行う場合の記載例

小売電気事業者の記載例

年 度		〇〇〇〇年度
項 目		
供給電力量	調達分	発電事業者
		170
		・・・
		小売電気事業者
		揚水式発電所の揚水用動力量
		△100
		合計 (送電端)
		70
電力送電端	・・・	
	その他	△100

発電事業者から
揚水動力用の
電力量100と
揚水発電量の
70を調達

発電事業者の記載例

年 度		〇〇〇〇年度
項 目		
供給電力量	保有電源	水力発電所 (送電端)
		70
		火力発電所 (送電端)
		100
		合計 (送電端)
		170
		揚水式発電所の揚水用動力量
		△100
		合計 (送電端)
		170

小売電気事業者等へ販売

32-2表 (3)

○共通事項(蓄電用の電気工作物の放電及び蓄電の記載方法)

- 小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)や特定卸供給事業者が蓄電池の運用等を行う場合
 - ・発電事業者は、放電分(70)を保有電源欄に記載し、その電力量を小売電気事業者または特定卸供給事業者への販売分として記載(送電取引帳票へ記載)する。
 - ・小売電気事業者または特定卸供給事業者は、発電事業者から調達する放電電力量を調達分に記載(受電取引帳票へ記載)する。また、特別措置※が適用された蓄電用の電気工作物の場合、蓄電用の電力量を「蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量」欄にマイナス値で記載し、「蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量」に記載した値を、送電端電力量「その他」欄にマイナスで記載する。

※一般送配電事業者の託送供給等約款で定められた「揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行なう場合の特別措置」

下例は、小売電気事業者または特定卸供給事業者が蓄電池の運用等を行う場合の記載例

小売電気事業者または特定卸供給事業者の記載例
(蓄電電力量を日本卸電力取引所(JEPX)から調達する場合)

年 度		〇〇〇〇年度
項 目		
供給電力量	調達分	発電事業者 70
		...
		小売電気事業者
	調達先未定 (上段：取引所、下段：その他)	
	蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量	
	合計(送電端)	
送電端電力量	...	
	その他	

発電事業者から
放電電力量の70
を調達

発電事業者の記載例

年 度		〇〇〇〇年度
項 目		
供給電力量	保有電源	...
		新エネルギー等発電所(送電端) 70
		合計(送電端) 70
	蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量	
	合計(送電端)	

小売電気事業者等へ販売

32-2表 (4)

○共通事項(「前年度」欄の記載方法)

供給電力量、需要電力量の前年度実績は下表のとおり記載する。その場合、前年11月までは実績を使用し、12～3月については現時点(当計画策定時点)の最新の計画を記載する。なお、当計画策定時点までに集計できない月がある場合(前年11月のインバランス量の集計が間に合わない場合など)は集計できる月までの実績を使用する。

事業者	供給電力量		需要電力量(送電端)	
	前年度 (実績)	第1～第10年度 (計画)	前年度 (実績)※	第1～第10年度 (計画)※
・小売電気事業者 ・登録特定送配電事業者	年間の供給電力量実績 (インバランス分は一般送配電事業者の調達分欄に記載)	年間の供給電力量計画	年間の自者需要電力量実績	年間の自者需要電力量想定
・発電事業者 ・特定卸供給事業者	年間の供給電力量実績 (インバランス分は一般送配電事業者の調達分欄に記載)	年間の供給電力量計画	年間の販売電力量実績	年間の販売電力量計画 (契約済分)
一般送配電事業者	自者が保有・調達する電力量実績、エリア内発電事業者の供給電力量実績、および小売電気・特定卸供給事業者の非電気事業者調達電力量実績に必要な補正を加えた年間合計	自者が保有・調達する電力量実績、エリア内発電事業者の供給電力量実績、および小売電気・特定卸供給事業者の非電気事業者調達電力量実績に必要な補正を加えた年間合計	年間のエリア需要電力量実績 (気温補正前の値)	年間のエリア需要電力量想定
配電事業者	供給電力量実績または一送との需給比率により算出	供給電力量実績または一送との需給比率により算出	年間の自者エリア需要電力量実績	年間の自者エリア需要電力量想定

※閏年度の需要電力量(実績・計画)は暦日数に準じること(閏補正は行わない)。

32-2表 (5)

55

○共通事項(「前年度」欄の卸電力取引所から調達(販売)がある場合の記載例)

- 卸電力取引所からの調達(販売)について、以下のように記載する。
 - 供給電力量
 - ①4月～11月までの取引または供給計画作成時点で約定しているもの: **調達分—その他—取引所**に記載
 - ②12月～3月までの取引で、かつ供給計画作成時点で約定していないもの: **調達先未定の上段:取引所**に記載
 - 年度末電源構成
 - ①、②ともに記載不要

				2025年度 (参考)
供給電力量	調達分	発電事業者		
		小売電気事業者		
		その他	取引所	①記載箇所
			その他	
	調達先未定 (上段:取引所、下段:その他)			

32-2表 (6)

○共通事項(「送電端電力量」欄の記載方法)

- 「送電端電力量」欄には、エリア別に自社ライセンスが保有する発電電源等の年間送電端電力量及び非電気事業者との取引分(調達分－販売分)の電力量を記載し、他の電気事業者(発電事業者・小売電気事業者等)や、取引所からの調達分は記載しない。

●記載方法の補足事項

ケース	記載方法
所内消費、自家消費がある場合	発電設備等の発電又は放電した電力で、所内消費・自家消費がある場合は <u>それを除いた電力量</u> を記載する
他の電気事業者からの転売分である場合	非電気事業者からの調達分で、他の電気事業者からの転売分であることがわかるものは、他の電気事業者との重複記載となるため <u>送電端電力量欄には含めない</u>
混焼の場合	2種類以上の燃料を混焼している場合、 <u>年間電力量比率で按分し、それぞれの燃料欄に記載する</u>
電源種別が不明な場合	<u>「その他」欄</u> に記載する
火力発電所の燃料種別	石炭 : 石炭 LNG: 液化天然ガス、都市ガス、天然ガス 石油 : 原油、重油、軽油、ナフサ、天然ガス液 LPG: 液化石油ガス その他ガス: 副生ガス 等 歴青質混合物: オイルサンド、タールサンド、オイルシェールなどの非在来型石油を含む鉱物を、粉碎して水に懸濁させて製造した液体状の燃料製品 その他火力: 石油コークスや石油精製における残渣物、上記燃料に当てはまらないもの
揚水動力用または蓄電電力量がある場合	「揚水発電所の揚水用動力量」・「蓄電用の電気工作物の蓄電用電力量」に記載した値を、「その他」欄にマイナスで記載する

送電端電力量	水力発電所	
	一般	
	揚水	
	火力発電所	
	石炭	
	LNG	
	石油	
	LPG	
	その他ガス	
	歴青質混合物	
	その他火力	
	原子力発電所	
	新エネルギー等発電所等	
	風力	
	太陽光	
	地熱	
	バイオマス	
	廃棄物	
	蓄電池	
	水素	
	アンモニア	
	その他	
	合計	

32－2表 （7）

○小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)

- 小売電気事業者は、エリア毎に本表を作成する。エリアの自者の需要想定を「需要電力量(送電端)」欄に記載する。
- 自己託送分がある場合、その供給力と送電分をそれぞれ保有電源欄及び需要電力量欄に含めて記載する。

年 度			前年度 (参考)	第一年度	第二年度	第三年度	・・・	第十年度
項 目								
供 給 電 力 量	保 有 電 源	水力発電所（送電端）						
		・・・						
		新エネルギー等発電所等（送電端）						
		合計（送電端）						
	調 達 分	発電事業者						
		特定卸供給事業者						
		一般送配電事業者						
		配電事業者						
		小売電気事業者						
		その他	取引所					
			その他					
		調達先未定 （上段：取引所、下段：その他）						
		揚水式発電所の揚水用動力量						
		蓄電用の電気工作物の蓄電電力量						
		合計（送電端）						
		【エリア】合計（送電端）						
	需要電力量（送電端）							

32－3表

58

○共通事項

- 1年度目および2年度目を作成する。
- 基本、各保有電源シート、並びに36表の入力内容が転記される。
- 調達先未定(上段:取引所)、発動指令電源供給力(再掲)の項目については手入力にて記載すること。

年 度			4 月		5 月		...	3 月	
			(前半19時)	(後半19時)	(前半15時)	(後半15時)		(前半19時)	(後半19時)
供 給 電 力	保 有 電 源	水力発電所（送電端）							
		...							
		新エネルギー等発電所等（送電端）							
		合計（送電端）							
	調 達 分	発電事業者							
		特定卸供給事業者							
		一般送配電事業者							
		配電事業者							
		小売電気事業者							
		その他							
		取引所 その他							
	調達先未定								
	(上段:取引所、下段:その他)								
	合計（送電端）								
	発動指令電源供給力（再掲）								
	【エリア】合計（送電端）								

記載が必要な場合は、
手入力にて記載すること

32-4表

○共通事項

- 基本、保有電源電力量シート、並びに36表の入力内容が転記される。
- 調達先未定(上段:取引所)、揚水式発電所の揚水用動力量、蓄電用の電気工作物の蓄電電力量の項目については手入力にて記載すること
- 一月あたりの取引が0.1GWh未満の場合の記載例は、[こちらを参照](#)。

年 度			4 月	・ ・ ・	9 月	上期計	・ ・ ・	下期計	年度計	
項 目										
供 給 電 力 量	保 有 電 源	水力発電所（送電端）								
		・ ・ ・								
		新エネルギー等発電所等（送電端）								
		合計（送電端）								
	調 達 分	発電事業者								
		特定卸供給事業者								
		一般送配電事業者								
		配電事業者								
		小売電気事業者								
		その他	取引所							
			その他							
	量	調達先未定 （上段：取引所、下段：その他）								
		揚水式発電所の揚水用動力量								
		蓄電用の電気工作物の蓄電電力量								
		合計（送電端）								
【エリア】 合計（送電端）										
需要電力量（送電端）										

記載が必要な場合は、
手入力にて記載すること

32-1~4表の補足

非電気事業者と電気の取引をした場合の注意点(32-1~4表)

60

発電事業者が非電気事業者へ供給力を販売した場合、その供給力の一部が非電気事業者内部に埋もれてしまう可能性がある。供給力を適正に評価する上で、このような埋もれた供給力が発生しないことが望ましいため、非電気事業者との取引においては、埋もれた供給力が発生しないような配慮を可能な範囲で行うこと。
例えば、同一企業グループ内の発電・非電気・小売電気事業者が取引を行う場合は非電気事業者内で埋もれた供給力が発生しないような記載を行うこと。

Aエリア

G 1 社供給計画	
保有電源：	50
需要電力：	50
発電余力：	0

(G 1 保有電源)



50

G 1

50

(α 保有電源)



10

非電気事業者

α

120

L 1

(G 2 保有電源)



100

G 2

90

G 2 社供給計画	
保有電源：	100
需要電力：	90
発電余力：	10

(β 保有電源)



10

非電気事業者
β

10

L 1 社供給計画	
調達分：	130

非電気事業者は供給計画提出の対象外である。
 αが発電事業者から購入した量と、小売電気事業者へ販売した量に差分※がある場合、その電気は供給計画上では現れないこととなる。

※差分 = $50 + 90 - 120 = 20$

32-6-1表(1)

- 着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出書へ記載した着工年月(又は、記載予定の着工年月)を記載する。
- 同一区間は、複数回線がある場合でも、それらをまとめて1行に記載する。その場合、回線毎に記載内容(使用開始年月等)が違う場合は、それがわかるように記載する。
 (例)送電線を2回線新設し、1号線は電線種及び太さが“ACSR 410×4”で使用開始年月が“2020-8”、
 2号線は“TACSR 810×4”で使用開始年月が“2021-8”の場合
 ・「電線の種類及び太さ」欄: ACSR 410×4 (1号線)、TACSR 810×4 (2号線)
 ・「使用開始年月」欄: 2020-8 (1号線)、2021-8 (2号線)
 主要送電線路の能力を変更する場合(区間は変わらない場合で、電圧、こう長、回線数、電線の種類および太さが変わる場合)は、「工事中」「着工準備中」区分に変更前後の内容がわかるように記載する。
 (例)送電線の回線数を1回線から2回線に増やし、こう長も合わせて30kmから31kmへ延長する場合
 「回線数」欄: 1→2, 「こう長(km)」欄: 30→31
- 送電線設備のリプレイス(電線の張替え等)で、送電線路の能力を変更しないものは記載しない。(送電線路の能力変更を目的としない場合で、リプレイスによる線種および敷設環境の変化等の仕様変更により、送電線路の能力に変更がある場合も同様に記載しない。)
 (例)リプレイスによる鉄塔建替に伴い、鉄塔位置の変更等が発生し、こう長等の変更が発生する場合
 リプレイスに際し、設備仕様の見直し、設計上の制約により、線種変更等が発生する場合
- 同一区間に複数の種類の電線を使用する場合(架空線と地中線が混在する場合等)は、「電線の種類及び太さ(mm²)」欄に線種毎のこう長を記載する。
- π引込工事の場合、「こう長」欄には、π引込により送電線を延長(増加)する距離を記載する。
- 送電線のこう長が0.5km未満のものについては、小数点第1位まで(小数点第2位を四捨五入)、0.05km未満のものについては、0.1kmと表記する。

32-6-1表(2)

- 直流送電線路の場合の「電圧(kV)」の記載は、頭にDCをつけて“DC±200”といった記載とする。
- 届出時点で名称が決まっておらず、仮称の場合は、名称の後ろに(仮称)と付すこと。
- 既設線路の接続変更工事(新設開閉所へのπ引込、開閉所の廃止による接続変更等)がある場合で、当該様式に指定されている項目の内容が変わる場合は、接続変更工事の内容も記載する。
- 「設置又は変更を必要とする理由」欄の記載は、原則、以下の区分で記載する。ただし、以下の区分で記載しにくい場合は、別途、簡潔に記載する。

記載内容	「記載内容」の説明
需要対策	電力需要の増加(減少)に伴い実施するもの。
電源対応	電源設置(廃止)に伴い実施するもの。
高経年化対策	設備の高経年化(劣化状況を評価して適切な時期に更新する場合を含む)に伴い実施するもの。
安定供給対策	供給信頼度向上や安定供給を確保するために実施するもの。
系統対策	送電ロス低減や設備スリム化等の経済性を理由とするもの。系統安定性を高めるために実施するもの等。

32－6－1表(記載例)

63

様式第3 2
第6の1表
主要送電線路の整備計画表

注）・2026年度供計の場合の例
・名称の記載は一例

区分	名称	区間	電圧 (kV)	こう長 (km)	回線数	電線の種類および太さ (mm ²)	着工年月	使用開始 年月	設置又は変更を必要とする理由
工事中	●●線	●●変電所～ ■■変電所	275	12	2	ACSR 330×2	2020-8	2026-11	電源対応
	▲▲□□線	▲▲変電所～ □□開閉所	275	5	2	ACSR 410 → ACSR 810	2021-4	2026-4	需要対策 高経年化対策
着工準備中	●●線	▽▽変電所～□□変電所 →●●変電所～□□変電所	275	1番線: 10→5 2番線: 10→5	2	1番線:POF2000(10km), 2番線:POF2000(10km) → 1番線:CV1400(5km), 2番線:CV1400(5km)	2026-6	2029-10(1番線) 2031-10(2番線)	高経年化対策
	***アクセス線(仮称)	***～●●変電所	275	1	1	CV 2500×2	2026-4	2027-2	電源対応
	●●線	●●線No.*** ～□□開閉所	500	1→1	2	ACSR 410×4	2026-6	2026-12	系統対策
	◎◎開閉所	—	500	—	6	—	2027-4	2031-11	電源対応
その他	AA線	○○線No.50 ～□□変電所	275	△3	1	ACSR 330×2	—	2027年度 (廃止)	系統対策
	BB線	CC変電所～ DD変電所	275	13	2	ACSR 330×2	2027-8	2028-11	需要対策 (○○○により計画中止)

32-6-2表

- 着工年月については、法第47条に基づく認可又は第48条に基づく届出書へ記載した着工年月(又は、記載予定の着工年月)を記載する。ただし、同一変電所は、複数のバンクがある場合でも、それらをまとめて1行に記載する。その場合、バンク毎に記載内容(使用開始年月等)が違う場合は、それがわかるように記載する。
- 変電所(変換所)における同一階級の変圧器毎に記載する。変電所を廃止する場合、変圧器を廃止する場合は「その他」区分に記載する。
- 変電所の能力を変更する場合は、増設又は廃止する変圧器について変更前後の内容がわかるように記載する。
(例)同一階級の変圧器150MVA 1台を廃止し、変圧器200MVA 1台を新設する場合。
・増加出力(MVA): 50、・容量(MVA): 150→200、・台数: 1→1
- 変電所の能力が減少する場合は、「増加出力」欄にマイナス値を記載する。
- 交直変換設備を記載する場合は単位がMWとなるため、「増加出力」欄に増減量を「〇〇MW」と単位を付して記載し、変圧器欄は空欄とする。
- 変圧器の「電圧」欄の記載は、1次/2次/3次電圧がわかるように、例えば“500/275/187”等と記載する。ただし、3次電圧の接続先が変電所の所内負荷等のみである場合(変電所外の下位系統の負荷へ接続されていない場合)は3次電圧の記載を要しない。
- 変電所を新設又は廃止する場合は、上記に加え、「設置または変更を必要とする理由」欄にその旨(変電所新設、変電所廃止)を記載する。
- 「設置又は変更を必要とする理由」欄の記載は、原則、32-6-1表と同様の仕訳で記載する。
- 届出時点で名称が仮称の場合は、名称の後ろに(仮称)と付すこと。

32－6－2表（記載例）

様式第 3 2
第 6 の 2 表
主 要 変 電 所 の 整 備 計 画 書

注) ・2026年度供計の場合の例
・名称の記載は一例

区分	名称	所在地	増加出力 (MVA)	変圧器				その他の設備 (名称、容量)	着工年月	使用開始 年月	設置又は変更を 必要とする理由
				相数	電圧 (kV)	容量 (MVA)	台数				
工事中	AA	SS県AA市	100	3	275/77	200→300	1→1		2020-11	2026-7	高経年化対策
	BB	TT県BB市	1,500	3	500/154	750×2	2		2023-2(1B) 2024-2(2B)	2027-7	電源対応
着工準備中	CC	UU県CC市	△100	3	275/77	300×1, 200×2 →300×2	3→2		2026-8	2028-6	高経年化対策
	DD(仮称)	VV県DD市	300	3	275/77	300	1		2026-2	2027-5	需要対策
	〇〇周波数変換所	〇〇県▽▽市	300MW					周波数変換装置 300MW	2026年度	2028年度	安定供給対策 〇〇連系
その他	EE	SS県EE市	△300	3	275/154	300	1		－	2027-1 (廃止)	高経年化対策
	GG	WW県FF市	1,500	3	500/154	750×2	2		2023-3	2026-7	需要対策 (〇〇により計 画中止)

32－8表(36表) (1)

○共通事項

- 32－8表、36表は、「受電取引帳票」シート、「送電取引帳票」シートに各数値を入力後、シート上部の「帳票作成」ボタンを押すことで記載した内容が自動転記される。
- 32－8表、36表には、電気を調達する場合にあって、既受給契約及び2025年度末(2026年3月31日)までに受給契約の締結見通しがあるものを基本に記載する。ただし、将来の太陽光・風力の導入量の伸びに伴い一般送配電事業者が買取予定分として計上するもの、発電事業者の開発予定電源の販売・調達計画については、契約の有無に関係なく記載する。
- 「受電電力(10^3kW)」「送電電力(10^3kW)」欄のエリア指定断面は、32－1表(36表であれば32－3表)と同様の月時とする。
- 事業者区分に該当しない事業者(非電気事業者)との取引(調達分)について、1年度目の取引内容の内訳を別紙(非電気事業者内訳表)に記載すること。
- 小売電気事業者が自者の小売供給エリア外で取引を行う場合や、発電事業者が保有発電等設備を持っていないエリアで取引を行う場合も、取引を行うエリアの表に取引内容を記載すること。

32－8表(36表) (2)

○小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)

- 常時バックアップ取引の送電電力(kW)・受電電力(kW)は、原則として既契約期間内(契約に自動延長条項がある場合はその期間も含む)の契約最大電力を記載する。2026年12月～2027年11月が契約期間の場合は2027年11月までの取引を記載する。

○一般送配電事業者

- 一般送配電事業者が特定契約により他者から供給を受けるFIT電源は、自者保有電源とはみなさず他者からの調達電気とみなし、本表に記載する。
- 太陽光・風力については、将来のエリア全体の導入量の伸びを考慮し、これら電源の供給力(エリア全体の供給力からエリア内において自者以外の電気事業者が計上した供給力を控除したもの)を調達分に計上する。また、風力・地熱・水力(3万kW未満)・バイオマスについては発電事業者の記載(将来の開発計画も含め、一般送配電事業者へ販売するものとして32－8表、36表に記載したもの)等を考慮し、調達分を記載する。なお、風力発電について、将来の導入の伸びを調達分に考慮するかどうかは地域の特性を勘案して一般送配電事業者にて決定する。
- 太陽光・風力発電の調達計画(調達電気の設備量がわかる場合)は、補正シート(補正(太陽光)、補正(風力))に記載する。支援シート記載分は自動で受電取引帳票に転記され、更に32－8表及び36表が自動作成される。
- 一般送配電事業者が自らの供給区域で確保した調整力(電源 I 調達量及び特別調達電源が対象)を記載する。

○配電事業者

- 配電事業者が自らの供給区域で確保した調整力を記載する。

32－8表(36表) (3)

68

- 受電取引帳票・送電取引帳票・太陽光(全量)・太陽光(余剰)・風力シートより転記される。修正がある場合は転記元のシートで修正を行う。

区分		事業者	エリア	項目	年度			備考	
					2025年度	・・・	2034年度		
受電（調達）	発電事業者	〇〇電力株式会社	東京	最大受給電力(10 ³ kW)	85.0		85.0	火力	
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	372.3		372.3		
		●●電力株式会社	東京	最大受給電力(10 ³ kW)	24.0		24.0	その他（電源種別混同等）	
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	105.1		105.1		
		小 計		最大受給電力(10 ³ kW)					
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)					
				最大受給電力(10 ³ kW)	109.0		109.0		
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	477.4		477.4		
	・・・	10万kW以下一括	東京	最大受給電力(10 ³ kW)	7.2		7.2	その他（電源種別混同等）	
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	40.0		40.0		
				最大受給電力(10 ³ kW)					
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)					
				最大受給電力(10 ³ kW)					
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)					
		小 計		最大受給電力(10 ³ kW)	7.2		7.2		
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	40.0		40.0		
	その他	非電気事業者（10万kW以下事業者）	東京	最大受給電力(10 ³ kW)	1.1		1.1	バイオマス	
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	6.3		6.3		
				最大受給電力(10 ³ kW)					
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)					
				最大受給電力(10 ³ kW)					
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)					
		小 計		最大受給電力(10 ³ kW)	1.1		1.1		
				年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	6.3		6.3		
	合 計				最大受給電力(10 ³ kW)	117.3		117.3	
					年間受給電力量(10 ⁶ kWh)	523.7		523.7	

非電気事業者からの調達がある場合は、別紙(非電気事業者内訳表)に記載すること。

33の3-1表(1)

○共通事項

- 調整能力を有する電源等(需給調整市場への参加要件を満たす機能がある電源等を指す)を保有する事業者、並びに保有する非電気事業者から調達のある事業者は本表を記載すること。
- 一般送配電事業者ならびに配電事業者は、エリア内の小売電気事業者、発電事業者、特定卸供給事業者の供給計画記載情報を用いて記載すること。
- 調整能力のある電源等について、発電所等名や指定の断面の出力変動幅等の項目を記載すること。
- 「調整力」の欄にはその電源等の出力変動幅等の最大値を記載すること。
- 非電気事業者から調達する電源等の出力変動幅等は、需給調整市場への参加要件を満たし、既受給契約等に基づき送受両者で確認ができる契約最大値の月平均値を計上する。なお、非電気事業者からの調達分が、他事業者の出力変動幅等として計上(二重計上)されないよう、留意すること。

○出力変動幅等の前年度の記載方法

- 計画時の計上と同様の方法で、最新の計画に一部の実績値を取り込んで記載する。ここで、エリア指定断面月内に発生したトラブル等に伴う計画変更分は反映しない。4～11月(8月)の場合は前年度の値を、12～3月(1月)は前々年度の値を記載とする。
 - 保有電源分 :実績年エリア指定断面月の月平均出力変動幅等を記載する。
 - 調達分 :原則、実績年エリア指定断面月の調達計画量(当月に入る前に計画したもの)を計上する。

33の3-1表(2)

○小売電気事業者(登録特定送配電事業者を含む)・特定卸供給事業者

- 小売電気事業者及び特定卸供給事業者は、自者保有電源等が系統連系しているエリア毎に本表を作成する。また、その電源等を非電気事業者から調達する場合は、調達した電源等の接続しているエリア毎に本表を作成する。
- 「保有電源」欄には、自者保有電源がある場合にその出力変動幅等を記載する。なお、発電所の発電容量が10万kW未満である場合、電源種別ごとに一括して記載することも可能とする。
- 「調達分」欄には、非電気事業者から調達した発電設備等のうち、既受給契約等から送受両者で確認ができる出力変動幅等を記載する。なお、出力変動幅等が10万kW以上である場合は、調達先の非電気事業者の事業者名を発電所等名の欄に記載することとし、出力変動幅等が10万kW未満である場合は電源種別ごとに一括して記載することも可能とする。

・記載例(小売電気事業者)

自社保有電源について記載する

	発電所等名	(号機)	種類	調整力	前年度 (参考)	第一年度	第二年度	第三年度	・ ・ ・	第十年度
保有 電源	〇〇発電所	1号機	LNG	20	20	20	20	20		20
	一括記載	5か所	石油	10	10	10	10	10		10
	小 計			30	30	30	30	30		30
調達分	〇〇会社		LNG	10	10	10	10	10		10
	小 計			10	10	10	10	10		10
【エリア】 小売電気事業者（合計）				40	40	40	40	40		40
【エリア】 発電事業者（合計）										
【エリア】 特定卸供給事業者				非電気事業者からの調達分について記載する						
合 計				40	40	40	40	40		40

非電気事業者からの調達分について記載する

38表(電力系統の状況) (1) 71

- 会社間連系線の概要の「送電容量(MW)」欄には、送電線の回線数分の熱容量合計値を記載する。
- 系統図は以下のルールで記載する。以下のルールに規定のないものを記載する場合は別途、広域機関へ相談すること。
 - 送電線は、電圧に応じて太さを変えて表示する(以下の電圧に該当しないものは、自由とする)。また、自者送電線は実線で、他者送電線は点線で記載する。なお、下表の太さは記載用紙がA3の場合を想定しており、用紙の大きさがA3と異なる場合は用紙の大きさに応じた太さへ変更すること。

電圧の種類	自者設備	他者設備
500kVおよび直流送電線	6PT 	
275kV	4PT 	
220kV、187kV、132kV	2PT 	

- 送電線の回線数は考慮せず、1本の線で示す。
- 各設備は、以下の記号を使用する。

設備の種類	自者設備	他者設備
水力発電所		
火力発電所		
原子力発電所		
風力・太陽光発電所、蓄電所		
変電所		
開閉所		
交直変換所		
FC		

※発電所の種類は「系統情報の公表の考え方」に準じて公表時は非開示とします。

38表(電力系統の状況) (2)

72

- 初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載する方法として、1枚の系統図に使用開始時期に応じて、以下の色分けをして記載することを基本とする。

使用開始時期	自者／他者設備
前年度末までの系統	黒色
第1年度末までに運転開始	赤色
第5年度末までに運転開始	緑色
第10年度末までに運転開始	青色
使用開始が未定のもの (第11年度以降に運転開始を 予定しているものも含む)	ピンク色
廃止予定の設備	黄色

送電事業者、特定送配電事業者、登録特定送配電事業者における特記事項 73

送電事業者、特定送配電事業者は、送配電事業を行うため、以下の記載方法に従って記載すること。

- 32－6表、38表（電力系統の状況）は送配電事業者と同じ欄を記載する（【記載要領】の「送」に○があるところ）。
 - その場合、【記載要領】の最上位電圧は、特定エリアの最上位電圧と読み替える。
 - 38表（電力系統の状況）で「会社間連系線の概要」は250kV以上のものを記載する。ただし、直流連系及び周波数変換を伴って連系しているものは全て記載する。

登録特定送配電事業者は、送配電事業と小売電気事業の双方を行うため、以下の記載方法に従って記載すること。

- 32－1表～32－4表、33の3－1、33の3－2表は小売電気事業者と同じ欄を記載する（【記載要領】の「小」に○があるところ）。
 - 同社にて発電事業者ライセンスを取得している場合は、ライセンス保有電源は発電事業者側の供給計画で記載するため、それ以外の自者保有電源のみを記載する。
- 32－6表、38表（電力系統の状況）は送配電事業者と同じ欄を記載する（【記載要領】の「送」に○があるところ）。
 - その場合、【記載要領】の最上位電圧は、特定エリアの最上位電圧と読み替える。
 - 38表（電力系統の状況）で「会社間連系線の概要」は250kV以上のものを記載する。ただし、直流連系及び周波数変換を伴って連系しているものは全て記載する。
- 32－8表、36表は小売電事業者と同じ欄を記載する（【記載要領】の「小」に○があるところ）。

改定後のREV番号	改定	改定の概要
0	2025.11	2026年度供給計画版として新規発行

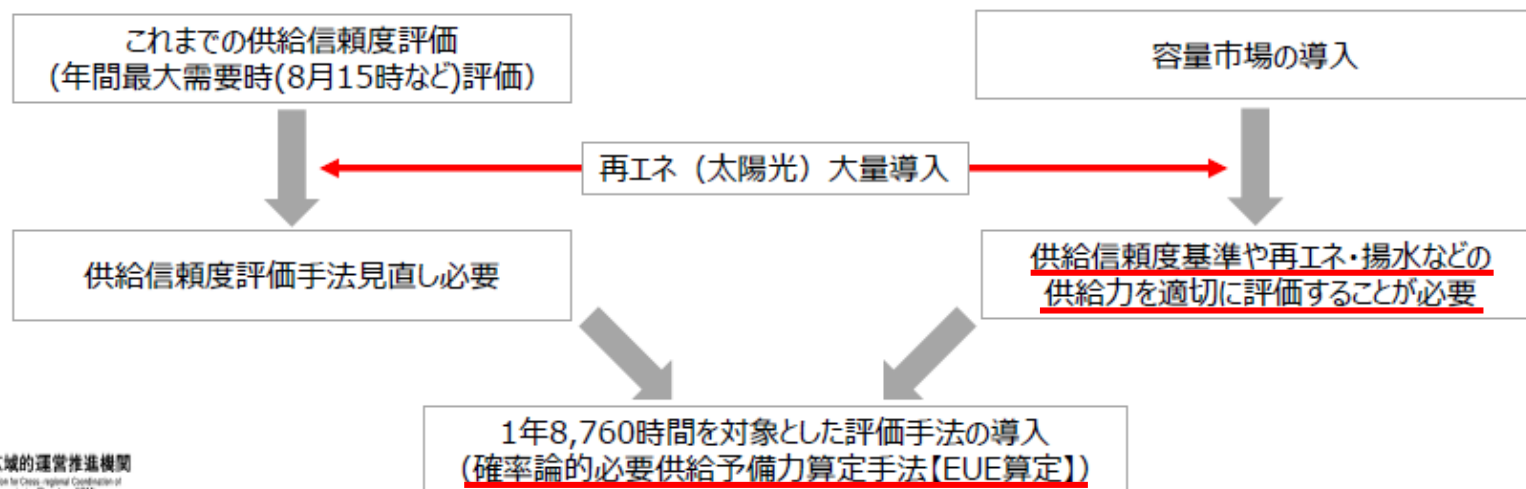
参考

【出典】第43回「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2019.9.30)」資料2

(参考) 確率論的必要供給予備力算定手法 (EUE算定) について

3

- 供給信頼度評価としては、これまで（再エネ大量導入前まで）は、年間最大需要時（8月15時など）に必要供給力（H3需要の108%など）が確保されていることを評価していた。
- 再エネ、特に太陽光発電の大量導入に伴い、太陽光発電が高出力となる昼間帯（8月15時など）よりも太陽光発電出力が低出力（またはゼロ）となる夏季点灯帯や冬季最大需要時などに供給予備力が小さくなる傾向が見受けられた。
- このことから、これまでの年間最大需要時の供給力確保状況进行评估するという供給信頼度評価手法を見直すことが必要となった。
- 一方で、容量市場の導入により、そのオークションにあたっては、供給信頼度基準から目標調達量（需要曲線）を設定することが必要となり、さらに、火力などの供給力に対して、再エネや揚水などの供給力を適切に評価し、容量市場の落札量や支払対価などを決定することが必要となった。
- これらを一定の手法にて評価するにあたり、1年8,760時間を対象にした確率論的必要供給予備力算定手法（EUE算定）を導入し、その検討条件等の整備を進めている。



【出典】第32回「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会(2018.9.7)」資料4

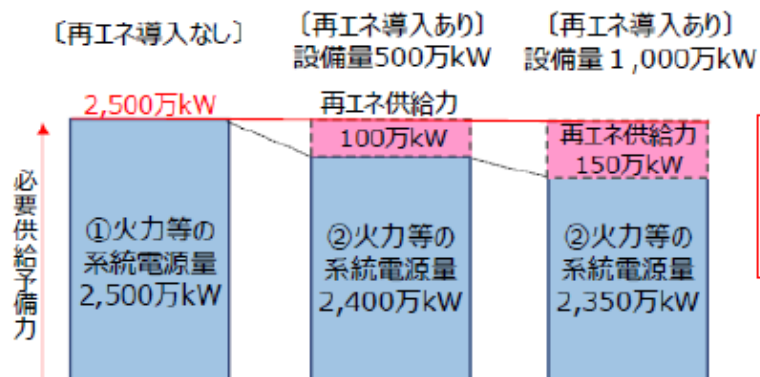
(参考) 再エネ供給力評価 (L5⇒火力代替価値)

21

- 確率論的必要供給予備力算定手法においては、再エネ供給力は、同じ供給信頼度基準（需要1kWあたりのEUE）を満たす条件において、再エネ導入によって減少することができる火力等の系統電源量と考えることができるのではないか。
- 具体的には、再エネ有無のケースで、同じ供給信頼度基準を満たすよう、確率計算で火力等の系統電源量を算定する。（①再エネ導入なしと②再エネ導入ありの差が再エネ供給力）
- その場合、再エネ導入量の変化によって、必要供給予備力が増えることはない。

【再エネ供給力の評価イメージ】

※供給信頼度基準は同一とする。



再エネ導入設備量1,000万kW
のときの調整係数
 $150\text{万kW}/1,000\text{万kW}=0.15$
=15%

(数値はイメージ)

再エネ500万kW導入時
再エネ供給力 = ① - ②
= 2,500 - 2,400 = 100万kW

再エネ1,000万kW導入時
再エネ供給力 = ① - ②
= 2,500 - 2,350 = 150万kW

【出典】第5回「容量市場の在り方等に関する検討会(2017.10.18)」資料 4

(参考) 調整係数について

22

- 広域機関では、必要予備力の算定にあたり、需要側の変動要因だけでなく供給側の変動要因についても加味し、確率論的な評価を行っている。
- 広域機関では、供給計画を取りまとめるにあたり、発電事業者に対し、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン（資源エネルギー庁）」に従って電源種別毎の特徴に応じた供給能力を算定するよう促している。

容量市場にて供給力を確保するにあたっては、上記との整合性に配慮し、以下の考え方により検討を進めることでしょうか。

- 必要予備力の算定と同様、確率論的な考え方に基づき調達必要量を設定する。
- 供給計画への計上と同様、発電種別の特徴に応じた出力を積み上げる。

- 容量市場において落札電源に対価を支払うにあたっては、上記のとおり、電源毎の供給信頼度に関する特徴に配慮してkW価値を評価していく必要がある。
- 具体的には、電源等の最大出力（認可出力）に何らかの係数（0～1.0）を乗ずることで対価の支払い対象となるkW価値を算定することを想定している。以下、この際に乗ずる係数を「調整係数」と称することとする。

至近の供給力の確保状況について

5

- 至近の供給計画や需給検証では、需給状況に十分な余力があると言える状況ではなく、広域的な需給運用、作業停止時期の調整、追加供給力の捻出等によって、必要予備率を確保(供給信頼度を維持)しているところ。
- したがって、逆潮流アグリゲーション等の活用によって、調整力・供給力の創出を行うことは供給信頼度維持の観点から重要であり、その調達を確実なものとするために、今回の逆潮流アグリゲーションの調整力(電源 I')としての利用拡大に向けた検討に合わせて、「逆潮流として供出したkW価値の評価方法についての課題」について、先行的に取り組むことが必要と考えられる。

4-2-3. 供給計画における供給力確保に関する要請について

27

- 容量市場が機能するまでの間の供給力を確実に確保するため、供給計画の取りまとめの前(2018年12月27日)に「供給計画における供給力確保に関する要請について」を本機関からすべての電気事業者向けに発出し、需要ピーク時を極力避けた設備補修と、小売電気事業者へは可能な限り調達先を確定することを要請した。また、補修計画については、国とも連携し、主要な事業者に対して個別に協力を要請したうえで、ヒアリング等で状況を確認した。



【要請内容】

1. 容量市場が機能するまでの間の供給力を確実に確保するため、設備補修については夏季・冬季の需要ピーク時を極力避けた計画としていただきますようお願い致します。
(補修計画については個別にヒアリングを実施させていただきます場合があります)
2. 上記分析結果から、調達先未定の供給力の確保が今後は難しくなることが予想されるため、小売電気事業者は可能な限り調達先を確定させるよう努めていただきますようお願い致します。
※供給計画では、小売電気事業者の供給力確保の適正性を、H3需要(年間最大3日平均の需要)に対する予備率1~3%(持続的需要変動対応に相当)を目安に確認しています。

出所) 2019年度供給計画とりまとめ 2018年度第3回評議員会資料抜粋

https://www.occto.or.jp/kyoukei/torimatome/190329_kyokyukeikaku_torimatome.html

2020年度 冬季見通し：東京エリアの稀頻度リスク分確保について

12

■ 東京エリアの1月の見通しについて

- ・ 厳寒H1需要が発生した場合においても、予備率3%は確保できる見通し
- ・ 稀頻度リスク(N-1相当の事象)を考慮すると、1月に48万kWの供給力が不足

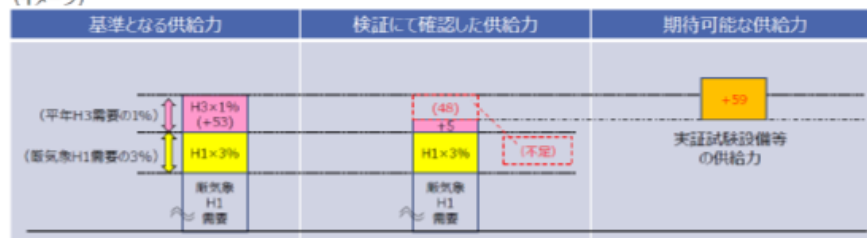
⇒ 追加で供給力を最大で59万kW見込むことが可能であり、稀頻度リスク分を確保できる見通しである。

【追加分】

- 供給計画における需給バランス評価上では供給力として計上していない実証試験設備等[※]を供給力として見込む(約59万kW)

※東京エリアにおいて出力一定運転等の比較的安定に出力される試験が予定されている発電機

【イメージ】



出所) 第49回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 資料3抜粋

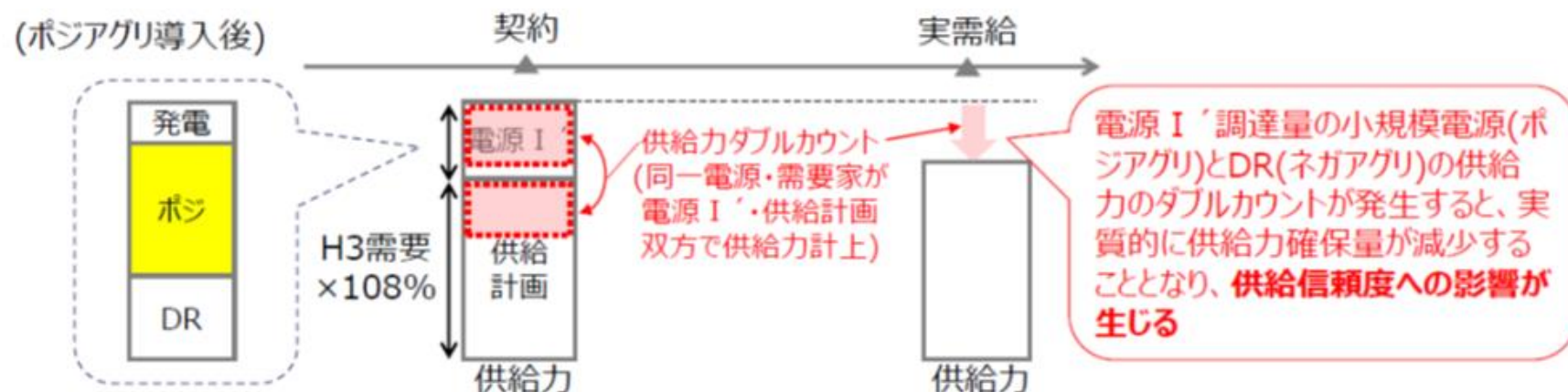
https://www.occto.or.jp/iinkai/chouseiryoku/2020/chousei_jukyu_49_haifu.html

電源Ⅰ'として供出された供給力の評価方法に係る検討課題について

6

- 電源Ⅰ'として供出された供給力の評価方法に係る課題としては、一般送配電事業者の専用電源(調整力)である電源Ⅰ'が、小売電気事業者等の供給力と重複して計上されていることが考えられる。
- 具体的には、電源Ⅰ'契約において調整力を供出するリソースとして登録されている小規模電源(ポジワット)および需要家(ネガワット)が、供給計画において小売電気事業者としても非電気事業者※からの供給力の調達として計画されていること(以下、供給力のダブルカウント(図中の赤点線枠部分))が考えられる。
- 供給信頼度評価において確保されていると評価されていた供給力の一部において、供給力のダブルカウントが発生すると、実質的に供給力確保量が減少することとなり、結果として供給信頼度への影響が生じるおそれがある。
- 現状、供給信頼度評価を実施している供給計画において、上記の供給力のダブルカウントを防止できるかどうか確認することとした。

※非電気事業者とは、電気事業者(小売電気事業等の用に供する電力の合計が1万kWを超えるもの)以外の卸供給事業者、特定自家発電設置者、再生可能エネルギー設備認定事業者等をいう。

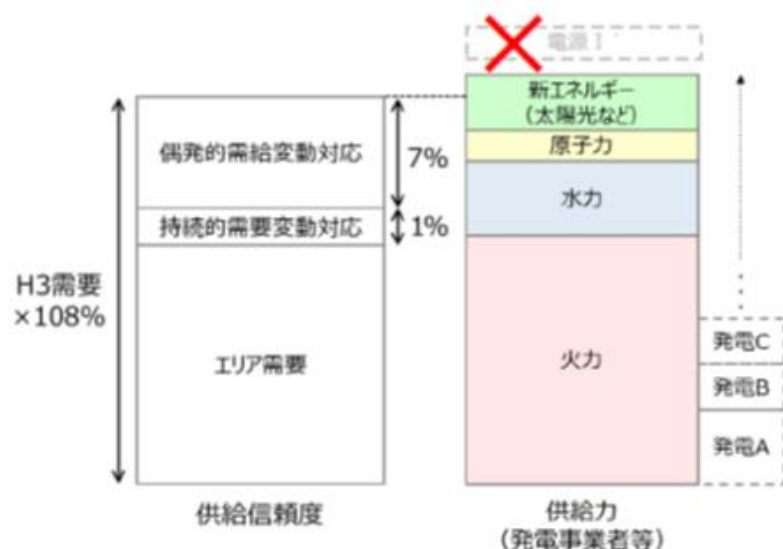


(参考) 現状の供給計画における確認状況 (非電気事業者の供給力)

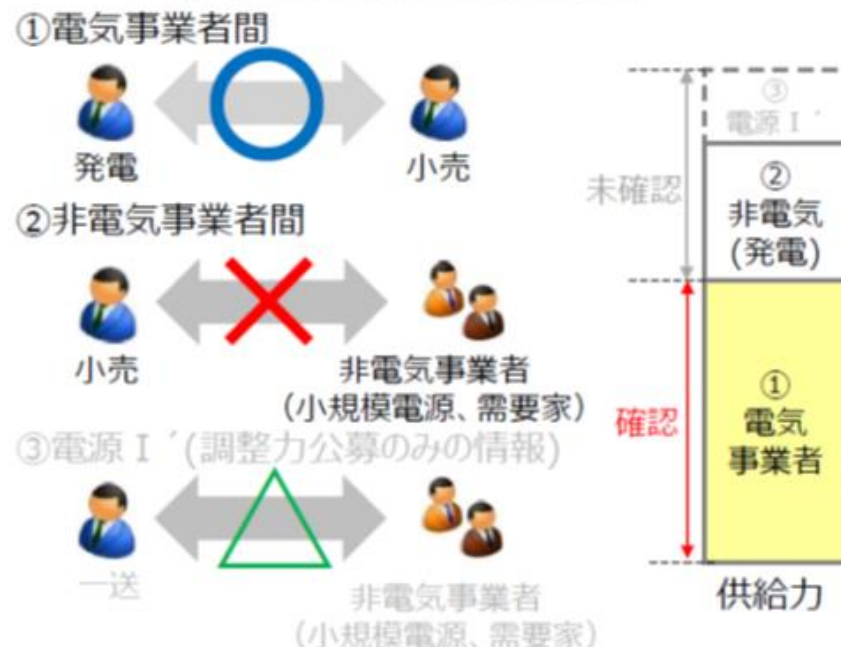
7

- 現状の供給計画においては、電気事業者間の取引は供給力のダブルカウントがないか確認し、整合が取れている (下図①)。
- 他方で、非電気事業者との取引については、小売電気事業者等の計上値(グロス値)を確認しているが、内訳は確認していない (下図②)。
- また、供給計画における需給バランスはH3需要×108% (持続的需要変動対応+偶発的需要変動対応) で評価しており、電源 I' の供給力は評価対象外としている。したがって、電源 I' のダブルカウントの確認にはそれぞれの契約内訳が必要となるが、下図②のとおり、供給計画では非電気事業者の内訳を確認しておらず、一般送配電事業者が管理する電源 I' の内訳との整合を確認していない (下図③)。

現状の供給計画の需給バランス評価



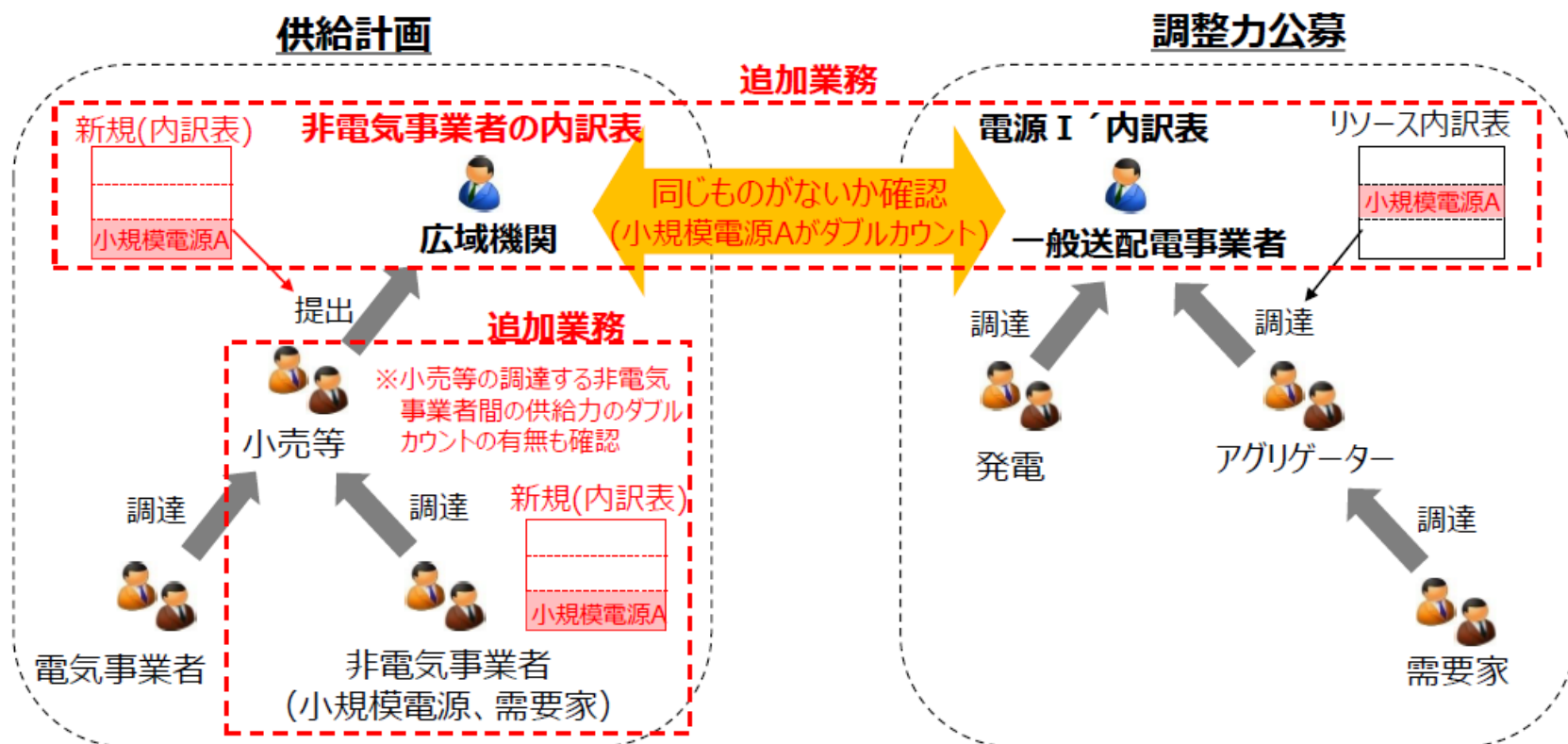
事業者間取引の整合性の確認



供給力のダブルカウント防止策について

9

- 供給力のダブルカウント防止策としては、以下のような確認業務を追加的に実施することで対応可能となると考えられるかどうか。
 - 供給計画において、発電事業者および小売電気事業者から、非電気事業者の内訳を新たに取得する。
 - 上記の供給計画での非電気事業者の内訳表と、一般送配電事業者が管理する電源Ⅰ'のリソース内訳表を比較することで供給力のダブルカウントの有無を確認する※。



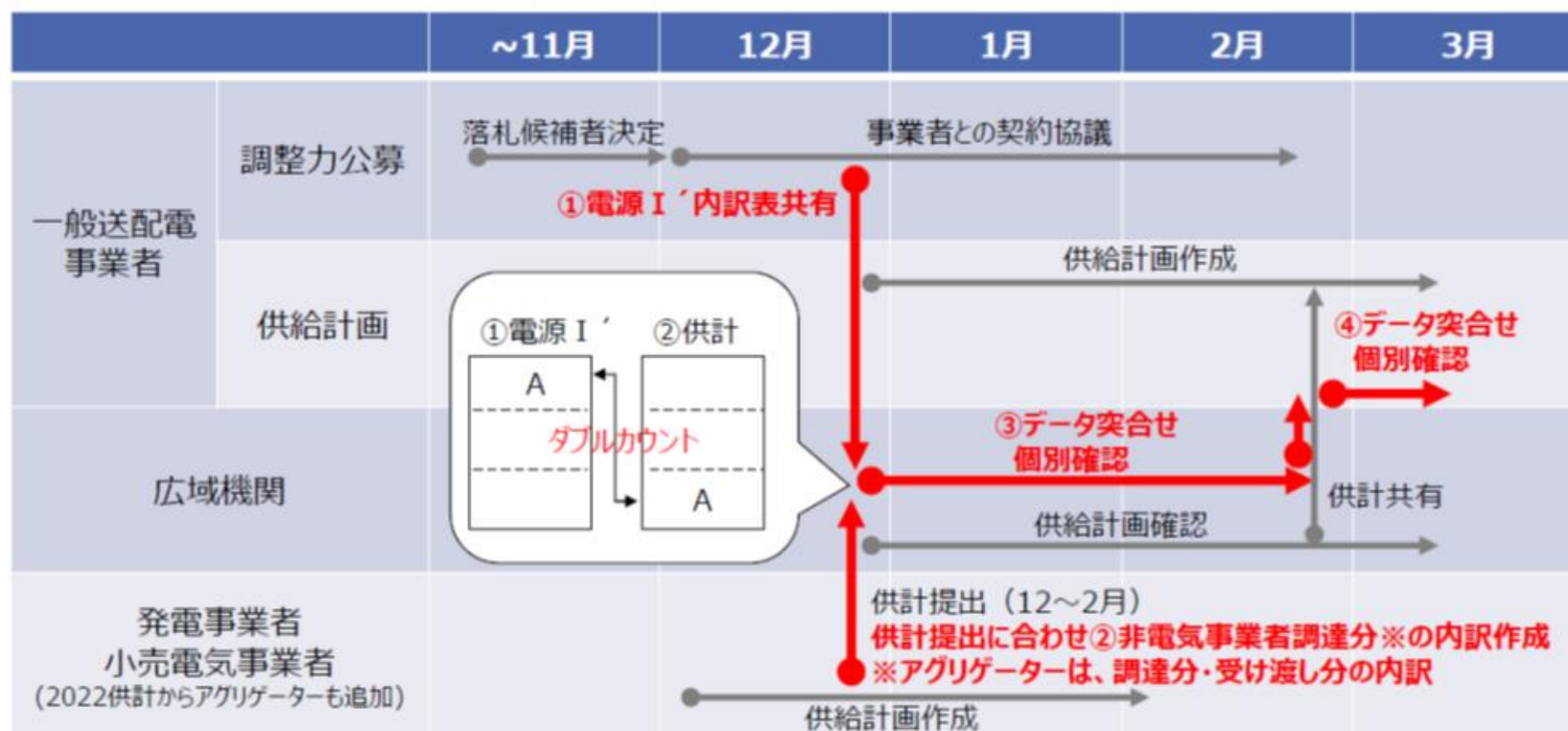
- なお、電源 I' データ確認対象のエリアは、2024年度以降は沖縄エリアのみとなる。

供給力のダブルカウント防止策について

10

■ 具体的には、供給力のダブルカウント防止策におけるダブルカウント有無確認のために、広域機関、一般送配電事業者、発電事業者・小売電気事業者において、以下の追加業務を実施することとしてはどうか。

- 【一般送配電事業者】①電源 I' リソース内訳表共有、④データ突合せ個別確認
- 【広域機関】③データ突合せ個別確認
- 【発電事業者・小売電気事業者】②非電気事業者調達分の内訳表作成



- なお、電源 I' データ確認対象のエリアは、2024年度以降は沖縄エリアのみとなる。

まとめと今後のスケジュール

13

- 「逆潮流として供出したkW価値の評価方法についての課題」は今回整理した供給力のダブルカウント防止策を実現することで対応可能と考えられるがどうか。引き続き、2022年度向け調整力公募に向けて国と連携して準備を進めていくこととしたい。
- 他方で、調整力・供給力の創出を行うことは供給信頼度維持の観点から重要であり、その調達を確実なものとするために、最新の供給計画においてもダブルカウントの有無を確認することが必要であると考えられるがどうか。供給力計上ガイドラインの見直しなど、2021年度供給計画に向けて、先行して国と連携して対応していきたい。

今後の検討スケジュール案

- これまでの課題を踏まえ、2022年4月から逆潮流アグリゲーション（高圧以上）の電源 I' の公募参入を目指して、以下のスケジュールで残る課題の整理や一般送配電事業者のシステム改修を行うこととしてはどうか。



出所) 第11回ERAB(エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス)検討会 資料 4に青字追記
https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html